

## 平成22年第1回嵐山町議会定例会

---

### 議事日程（第3号）

3月12日（金）午前1

0時開議

#### 日程第 1 一般質問

第13番議員 渋谷 登美子 議員

第6番議員 柳 勝次 議員

第4番議員 長島 邦夫 議員

第1番議員 畠山 美幸 議員

第2番議員 青柳 賢治 議員

---

#### 出席議員（13名）

1番 畠山 美幸 議員

2番 青柳 賢治 議員

3番 金丸 友章 議員

4番 長島 邦夫 議員

5番 吉場 道雄 議員

6番 柳 勝次 議員

7番 河井 勝久 議員

9番 川口 浩史 議員

10番 清水正之 議員

11番 安藤欣男 議員

12番 松本美子 議員

13番 渋谷登美子 議員

14番 藤野幹男 議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	菅 原 広 子
書 記	石 橋 正 仁

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
安 藤 實 総 務 課 長
井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長

岩	澤	浩	子	健康福祉課長
田	島	雄	一	環境課長
水	島	晴	夫	産業振興課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	都市整備課長
小	澤		博	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
大	塚		晃	教育委員会生涯学習課長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

---

### ◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 13 名  
であります。定足数に達しておりますので、平成 22 年嵐山町議会第 1 回定  
例会第 15 日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

## ◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、第13号議案 平成22年度嵐山町一般会計予算議定についての件から、第19号議案 平成22年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件につきましては、討論する議員は本日午後の再開までに議長に申し出てください。

これから一般質問を行いますが、会議規則第63条の準用規定にかかわらず、3回までの質問回数を制限しない1問1答制を施行いたします。理事者側には、必要に応じ、反問権を認めます。

なお、質問時間の制限として、1人の持ち時間は100分以内といたします。初めての取り組みとなりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

---

◇ 渋谷登美子議員

○藤野幹男議長 本日最初の一般質問は、第13番議員、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) それでは、13番議員、渋谷登美子、通告書に従って質問していきます。

まず、公共サービスのあり方についてですけれども、公共サービス基本法が昨年制定されました。以下の点について伺います。

(1)として、本法施行による町の責務についての見解です。

(2)として、住民生活の多様化により、必要とされる新たな公共サービスが出てくると思います。ニーズ把握と公共サービスの合理的施策についての仕組みづくりの展開が必要だと考えますが、考え方を伺います。

(3)として、行政と町民の協働によるコミュニティービジネスの起業についての展望を伺います。

(4)番目ですけれども、公共サービス基本法11条の規定、これはちょっと読み上げておいたほうがいいかなと思って読み上げますけれども、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるように努めるものとする」ですが、これは例えば嵐山町ではごみ運搬業務は民間が実施していますし、学童保育は公設民営で行っています。保育所は民間事業

者が行っています。そのような公共サービスに関しての非公務員の労働条件、公共事業に携わる人の労働条件を確立するために、公契約条例の制定が必要だと考えますが、これは何回か質問していますが、その考え方を改めて伺います。

次に、2番目ですけれども、子供の貧困についてです。(1)年収200万円以下の場合を一般的に貧困と称しますが、嵐山町の子供の親の収入についての調査を行う必要があります。把握している子供の貧困状況について伺います。また、把握していない場合、今後の実態把握はどのように行うか伺います。

(2)として、貧困と虐待はつながりやすいのですけれども、このところ虐待の事件で子供が死亡した事件が報道され続けています。親の状況によっては、ネグレクトが推測される場合があります。保育園就園の働きかけや生活保護申請の働きかけについて伺います。

(3)番目ですけれども、貧困と学力とは相関関係にあることが、このごろになって実証されてきています。低学力解消とIT社会での格差解消をどのように行うのか、伺っていきます。

(4)番目ですけれども、学校外の活動、スポーツ団体やガールスカウトなどの各種活動への参加も、貧困の場合難しいと考えます。それで、学校外の教育環境の充実と、それにかかわる支援をどのようにしていくのか伺います。

次に、3番目ですけれども、ゼロ歳から4歳までの子供対策についてです。これは前回も質問していますけれども、その後の続きです。

(1)町として、保育園の必要性を求めるアンケート調査の結果と、実際の保育園希望の差についての分析と、その解決についての考え方を伺います。

(2)として、保育園整備の拡充及び国は2011年に幼保一元化を目指す考え方を国会で答弁していましたが、町の幼保一元化についての展望を伺います。

(3)として、保育に欠けない子供の居場所のサポートは。

大きな4番目です。義務教育終了後の若者への対応です。

(1)番目として、国において高校実質無償化を行うわけですけれども、高校中退者等への社会参加の支援の道筋がまだありません。若者への対応がおくれています。未成年の若者のうち、学業についている者、仕事についている者、ニート状態の者の数の把握、実態把握を伺います。高校退学、高校不登校については、町教育委員会は高校側から連絡を受ける仕組みをつくるべきだと考えますが、考えを伺います。

(2)番目です。成人式のあり方を町主導ではなく、新成人の企画に任せ方法への変更を求めたいと思います。今回の成人式を見ていて、特にそれを強く感じました。今まで、成人式はお客様で来ていては、これから若者を育てることはできませんし、それをどのように考えるかということですね。

(3)番目です。若者の集まる場、機会の提供が若者を育てるためには効果的だが、考え方を伺います。

5番目、生ごみ資源化についてです。生ごみ資源化は、自家処理できる世帯と自家処理できない世帯があります。小川町の場合は、一部分別回収が一部町で行われて、有機農業グループで資源化が行われ、これはメタンガスの発酵もしていますけれども、これに約5%の世帯が参加しています。住居、生活スタイルによって、生ごみ資源化のあり方は異なります。さまざまな方法があります。嵐山町は自家処理補助金が今行われていて、去年は100万円の補助金のうち32万円ほどが申請され、そして13基の自家処理機が購入されたわけですがけれども、それが補助金で未消化の状態であります。ごみ焼却の改善を行うための取り組みを進めるべきです。

今後の方向を伺いたいと思いますが、資料のほうにおつけしたものがあ  
ります。これは生ごみ処理の今一般的に行われている方法なのですが  
も、ダンボールコンポストという、これは写真の一番上のほうの部分は私が  
今やっているもので、これは左側の2つはダンボールコンポストというもので、  
ピートモスともみ殻薫炭を使ってやっています。これは大体3カ月ぐらいで堆  
肥化の下処理の状況になります。右側の写真なのですが、これがダ  
ンボールコンポストが実は枯れ葉でできるというふうな話を聞きまして、私の  
ほうでこれを枯れ葉で実験していますけれども、これは堆肥化の下処理ま  
ではいきませんが、1カ月間ぐらいこのままで生ごみを処理できてい

ます。

これは洗濯かごを二重にして、間に新聞紙を挟んで枯れ葉を入れて、その中に枯れ葉を入れて、枯れ葉と生ごみを使っているのですけれども、この場合は油も処理できるのですね。水分の入った部分も、みそ汁の残りといったものも多少は吸収してくれるという形で、割とずぼらな私にはとてもいいやり方だと思っています。これで生ごみを自家処理する形で、大体私のうちの焼却ごみは2週間に1遍程度出す感じで済んでいます。

下にあるのは、住民グループが考え出しました入れ子式のダンボールコンポストというもので、これを住民グループがNPOをつくって販売していたりします。ほかにも千趣会とかが、ダンボールコンポストを通信販売しています。こんな状況があります。そして、2番目のは生ごみカラットというのですけれども、これは生ごみ全国リサイクルネットワークというところの福渡さんという方が考案したものなのですけれども、穴のあいたバケツが二重になっていまして、左側のほうは生ごみを新聞紙に入れて包んでおくという形の状況なのです。そして、それをハエが来ても困らないように、ネットをかけてつるしておいて、生ごみを乾燥させるという仕組みで、これは2,800円ほどのものですが、大体板橋区とか、それから新座市とか、多分所沢市でもこれに補助を出しています。

3番目ののがEM菌といって、一般的につい最近まですごく行われていたもので、嫌気性の微生物を使って、ボカシ菌を入れてやっていくのですけれど

も、生ごみがどうしても残ってしまって、2つか3つこのバケツが必要になってくるので、私も何回か挑戦したのですけれども、これは難しいなと思っています。嵐山の場合、単純に自家処理のものにだけ補助金を出しているわけですが、これでは生ごみを可燃ごみにしていかないという方向性が進まないかなと思っています。

次のもう一枚目の参考資料なのですが、これは小川地区衛生組合の焼却ごみの中で、生ごみが50%であると仮定したら、生ごみを全部可燃処理しない場合にどのような形になるかということを示したもののなのですが、私の単純な計算なのですが、下から2番目の写真があります。下から2番目の写真は、ニンジンなのですが、100グラムのニンジンが可燃ごみになる、燃えるまでどの程度かかかっていくかということなのですが、左側のニンジンが燃えるようになるには右側の形にならないといけないのですね。こういった形で生ごみが焼却処理されています。

今、小川町の全体、一番最後のところが重要なのですが、嵐山町では塵芥処理の経費が1億3,164万7,562円であったと思うのですね。それを生ごみをすべて焼却ごみからなくすとすると、2,954万5,430円分が削減額になると考えられます。運搬費もそうなりますので、これは簡単な試算なのですが、生ごみ処理というのがこれからとても町の政策の中で重要になってくると思いますので、それについて伺いたいと思います。

6番目なのですが、今後の水行政についてです。これは私も最近知っ

たのですけれども、日本国内で水源林とされている山林を企業、グローバル化企業ですが、知らない間に購入していることが問題になってきています。その理由として、気候変動による地球規模での水不足の予測があつて、水源が投機対象になることと、CO2の排出権取引の物件になることと、日本の土地所有制度での諸外国に比べて私権が大きいこと。今現在、山林の管理が困難で手放さざる得ないことと山林の価格が安いことが理由とされていまして、グローバル化経済の中での山林の売買については国の法制度の問題であると思いますけれども、嵐山町の水源を守るためには、嵐山町の水源である山林についての山林売買の把握が必要であつて、なおかつ水源林保全地域のゾーニング、土地制度の問題ですね、そして町による水源林としての保全対策が必要であると考えています。

(1)今、嵐山町の水道の会計のことをまず伺うのですけれども、法定、法定外の内部留保金の額を伺いたいと思います。私は、たしか11億円ぐらいあると思うのです。

そして、(2)番目として、水源保全地域の指定の考え方を伺いたいと思います。第5次基本構想が行われるわけですから、改めて水源保全地域が指定できると考えています。

そして、(3)番目として、水道会計の内部留保金の一部を水源保全基金として活用するような条例をつくることで、それが1つの今の嵐山町の財政が厳しい中での突破口になると考えています。その考え方を伺いたいと

思います。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、質問の順に答弁をお願いいたします。

まず、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、公共サービスのあり方についてお答えをさせていただきます。

公共サービスの基本法については、今説明をいただきましたけれども、平成21年5月20日ということで、まだ新しい法律であるわけですが、この法律が公共サービスが国民生活の基盤であることを考えて、公共サービスに関してこの基本理念をしっかりと定め、国、地方公共団体の責務を明らかにしていくというようなことですが、それについて基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、それから公共サービスの実施に従事する者に対する責務、基本的な施策だとかというようなものが盛り込まれているわけですが、それらについて法の施行について町の責務ということですが、

1番目ですが、公共サービスに関しましては、施策の策定、実施という町の責任を自覚をいたしまして、だれもが健全な生活環境の中で安心して毎日を暮らすことができる社会の実現に向けて努力しなければいけないと、基本的なことですが、考えております。

2番目ですが、住民のニーズ把握と公共サービスの合理的施策の仕組みづくりについてということですが、この中に新たな公共サービス

も必要になってくるのではないかと、そしてそれらのニーズと公共サービスの合理的な施策についての仕組みづくりということでございますが、これは前から申し上げておりますように、地域経営というのはそのためにそのやり方をやっているわけなのでありまして、それらを含めてお答えをさせていただきます。

私たちが今目指している地域経営によるまちづくりの実現に向け、町民と行政が自治組織、NPO、各種団体、地元企業などの多種多様な主体間の役割分担と協働によるまちづくりが必要であると考えております。それには、職員の育成はもとより、まちづくりを推進できる体制整備を欠かすことはできません。町民ニーズの把握や住民参加の方法ですけれども、各種計画、あるいは実施計画の策定等においては、町民アンケート、パブリックコメントを実施をし、計画策定段階から町民に参画いただくよう取り組んでおるところでございます。また、町政モニター、町民の声ボックス等により町民ニーズの把握に努めているところであり、今後につきましても一層広報広聴、これの充実を図ってまいりたいと考えております。

3番目のコミュニティービジネスということでございますが、これも渋谷議員さんからは再三話をされていることでございます。コミュニティービジネスというのは、地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの方法を用いて解決すること、その取り組みをすることが有効だというふうに考えております。また、地域住民みずからが主導、実践をすることで地域自体の自立、活性

化、地域コミュニティの再生などに効果が期待できるものであろうというふうに言われております。

これまで、町では耕作放棄地の有効利用を図るため、農産物の特産品の開発を促進するなど実践してまいりましたが、今後はコミュニティビジネスの可能性が期待できる福祉、観光といった新しい分野においても研究を重ねて、できるところからしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、この法の具体的な面でございますけれども、11条の規定の具現化、具体化ということでございます。法第11条では、安全かつ良質なサービスが適正かつ確実に実施されるよう公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関して必要な施策を講じるよう努めるものと規定をされております。町が発注する工事請負あるいは業務委託に関しましては、経済性の面と、それから契約の適正な履行の確保という面を重視をしておりますけれども、平成21年4月に契約約款の見直しを行いまして、労働基準法、それから最低基準法の労務に関する法令上の責任について明記をいたしまして、契約の相手方に対し遵守をするよう徹底をしているところでございます。

条例の制定に関しましては、労働基準法や最低賃金法の労働関係法令の整備が優先されるべきものでありまして、これまで同様、契約の相手方に対して法令を遵守するよう徹底してまいりながら、国における公契約法の制

定に係る動向に注視をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 次に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、私のほうから大きな2番の子供の貧困について、(1)の嵐山町の子供の親の収入についてということで、把握している状況ということでございます。把握している部分もございまして、その部分についてご回答を申し上げたいというふうに思います。

内容的には、次世代育成の支援行動計画、このニーズ調査を昨年1月に調査をしたわけでございますけれども、その中の設問の1つとして、世帯の年収というふうなことでお伺いをしてございます。その結果でございます。就学前と就学児童ということで分けたのですけれども、合計も出ております。配布の数でございますけれども、アンケート1,464票、回収票が938ということでございまして、回収率が64.0%というようなことでございます。そういった中で、200万円未満というのが56人、率にいたしまして6%というような数字ということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、大きな2番目の子供の貧困について、(2)(3)(4)をお答え申し上げます。

1点目、貧困と虐待の関係であります。議員さんお話しのように、埼玉

県でも虐待の事件がございました。子供は親を選んで生まれてきたわけではありませんし、親に尊い幼い命を奪われるために生まれてきたのではありません。そういうことで、どうしたら虐待を防ぐことができるかということと関連があるのだと思いますけれども、日本の子育て事情とも大いに関連するのだらうと思いますけれども、児童相談所のお話では、個々の家庭によってケースが同じというのはほとんどないと。さまざまな要因が複雑に絡み合っているのだということの中に、お話のように経済的に苦しいという、そういう面はやはりあるのだらうというふうに思います。

したがって、やはりお話のように、そういう子供たちを親から全期的に危険を回避するという措置ということでは、保育園の入園を勧めるということは大事なことだと思います。最優先で入所できるように対応できることとなっておりますので、ぜひケース会議等のお話を受け、そのような状況になれば、そういう措置を進めるべきだと考えておりますし、また経済的に苦しいという場合については生活保護法、また学校の児童生徒については準要保護認定の広報だとか、必要に応じて個別的に勧めさせていただく必要があると思います。

3点目、貧困と学力は相関関係にあると、低学力解消とIT社会での格差解消。これまで何回もこの件については議員さんからお尋ねがありましたけれども、まず低学力についてですが、やはり親、家族の安定した良好な子育て環境というのは、子供の学力に大きく影響してくるのだらうと。その中でや

っぱり経済的な負担、これについては大きな要因の一つになるのだろうと。

家庭の安定した子育て環境と学力の観点では、2点言えるだろうと。1点目は、生活習慣と学力。これについては、生活習慣と学力は相関関係にありますよというのは、全国学力調査の生活状況調査でも明らかであります。

2点目は、学習機会と学力の関係であります。要するに、学校以外での教育にかけるための費用、あるいは時間、そういう余裕がない。例えば学習塾だとか、教材をそろえてあげるとか、家庭教師をつけてあげるとか、おけいこ事に通わせてあげるとか、そういう機会がない、これもやはり影響してくるのだろうと。万が一、経済的な力がないということと学力にはっきりした形が見えるお子さんについては、学校としては個別的配慮をしてあげる必要があるし、また家庭への相談に乗る必要があるだろうし、要保護の認定等も働きかけていく必要があるのだろうというふうに思います。

IT社会での格差については、これについても平成19年の第1回定例会でも全く同じ質問をいただきました。議員さんからは、家庭生活にITが組み込まれているか否か、あるいは家族がパソコンを日常的に使用するか否かで、子供の知識力に差が出ると。IT格差は、知識社会の現在では経済格差につながり、貧困連鎖を断つことが難しいと、IT格差の対応というときにご質問いただきました。私のほうで5点ほどお答え申し上げます。

1点目は、情報化社会は今後も進展していきだろうと、ますますコンピューター、インターネットの活用というのは拡大、進展していきだろうと。

2点目は、やはりそういう場合に、学校教育においてはきちんとした情報教育の充実がさらに求められるし、していかなければならないと。

3点目は、家族がパソコンを使用している、そのことが子供の知識力に差が出るということについては、親の意思だとか選択等がありますので、公の立場では申し上げにくいのですが、やはりこれもきちんとした学校教育での情報基礎の教育を行うべきだろうというお答えを申し上げました。

4点目は、一方、ITの社会の影の部分についての対応は、親がきちんと責任を持つべきであろうと、そのようなお話を申し上げました。行政が、あるいは周りの人たちが、パソコンのない家にパソコンを買ってあげようという、そういう物理的なお話はなかなか難しいことでありまして、今のような気持ちで進めていきたいと。

それから、5点目の学校外での教育環境の充実と支援、これはお話のとおりとても大事なことだと思います。子供の成長にとって学校以外でのさまざまな活動に参加するということは、人間性を豊かにしたり、社会性を育てる上でとても大事であります。町でもいろんな方々のお力添えをいただいて、スポーツ活動、文化活動だとか、伝統文化の継承活動、奉仕活動等を取り組んでいただいております。お話の貧困の場合難しいというものは、金銭的なものが必要になってくる場合があるだろうと。やはりいろんな活動に参加するための会費であるとか、用具をそろえたりとか、あるいは親が応援したくても時間的な余裕がないとか、夫婦の協力がいないとか、さまざまな要因が

ございます。

そこで、いかにして学校外の教育環境の充実と支援をしていくべきかと、公の立場でできることと、地域的な社会がやっていくべきこと、2通りあると思うのですけれども、次世代育成支援行動のニーズ調査で、就学児童の家庭の調査でこのような質問をいたしました。身近な地域で子供同士が交流を行う場ができた場合、どのような場が望ましいですかと保護者に聞いたところ、一番多いのは子供同士で自主的活動ができる場が欲しいというのが一番多い。子供同士で自主的活動ができる場と、これについてはやはり公の責任でやる必要があるだろうと。例えば放課後子供教室をさらに充実させるであるとか、いろいろアイデアをいただきましたふれあい交流センターに子供のフリースペースを今のところ設けさせていただきました。こんなことをより進めることが必要であろうと。

2番目のニーズは、子供に遊びを教え、しつけてくれる場、これもとても多かったです。これはどういうことかという、地域ということを目指すのだろうと。やはり地域の行事であるとか、地域のさまざまな活動とか、子供会活動とか、そういうことでやっぱり子供たちを取り巻く活動をお願いしていければというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

3番のゼロ歳から4歳児までの子供対策ということで、お答えをさせていただきます。町として、保育園の必要性、これを求めるアンケート調査の結果、そして実際の保育を希望する差、これについて解決策を聞くということでございますが、ご承知のように、今、次世代育成支援行動計画の策定中でございます。そして、これは平成17年に町では策定してここまで来ているわけですが、大変急速に少子化が進んでいるわけですが、それらを受けまして国でも大変忙しいことをやっております。

平成15年に策定をした次世代育成支援対策推進法、これは国、地方公共団体、事業主、それらの役割を明らかにして、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会を実現するために必要なことをやっていくという責務をつづったものでございます。これが平成15年にできました。そして、今言ったように平成17年に、嵐山町ではこれを受けまして策定をいたしました。そして、前期策定が17年にできたわけですが、国ではその後、17年、18年、19年になりまして、子供と家庭を応援する日本重点戦略検討会議というものを発足をして、働き方の見直しによる仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス、これを実現しようと。そして、その基盤となる包括的な次世代育成支援の枠組みを構築をしていく、これを車の両輪として進めていくのだということで、国の基本を定めました。

そして、またその後、20年にはだれもがどこに住んでいても必要な子育てサービスが受けられるように、社会審議会少子化対策特別部会におきま

して、次世代育成支援のための新たな制度体制の設計に向けた基本的な考え方ということで、平成 20 年に保育を質と量ともに充実強化をするための新待機児童ゼロ作戦、これを国では決めたわけでありまして、そして 20 年からの3年間、重点期間として国では取り組んできているわけでございます。

そういうような状況でここまで経過をしてきているわけですが、嵐山町といたしましては、17 年に始まって5年間、21 年度、本年ですけれども、そして 22 年度からの策定を今計画、そして前5年間の検証をしながら新しい施策をつくっていこうと、計画をつくっていこうというところでございます。

そういう中で、今お話をいただいておりますアンケート結果がどうかということでございます。今、保育園を利用している人の理由を聞きますと、現在就労、仕事についているという方が 72.4%、そしてほかに利用している人というのが、子供の教育というのが 15.5%、そして残りのといたしますか、あと5%の人が就労予定ということで、ほとんど就労をしている人、予定をしている人で 77~78%いっている。それで、教育でというのが 15~16%でございます。

そういう中で、嵐山町では、今後利用したいというアンケートの中に、保育園が欲しい、幼稚園の預かり保育が欲しい。それと、幼稚園が欲しい、一時預かりが欲しいというのが大体 30%から 40%弱を占めておりまして、そのほか延長保育ですとか、病気・病後の保育だとか、事業所内の施設が欲

しいとかいうのが10数%で続いております。

そういう状況でございますが、実際、嵐山町の解決の方法ということでございますが、これらのことにできるだけ対応ができるような形でいきたいわけですが、国で基本的に一番最重点でやっております待機児童ゼロ作戦、これについては嵐山町では現状ではゼロということでございます。ゼロだからいいということではありませんが、今課題としてこういうのを受けたいという希望があるわけでございますので、それらに向けてどのような対応がとっていただけるかがこれからの課題だというふうに思っております。

2番目でございますが、保育園の拡充及びということで、2番目に幼保一元化の質問をいただいております。幼保一元化、これも古くして新しい問題といえますか、前から言われている問題なのですが、なかなか上位官庁と申しますか、厚生、文科に分かれているということで、なかなかうまく方法がとれていないわけでありまして。一部には行われているわけですが、なかなか本来の幼保一元化としての機能を十分発揮をしたり、あるいは運営上問題がないかというようなことだとか、いろんなことがあるようでございますが、これも国のほうでは考え方が進んできているようでございますので、これらも見据えていかなければいけないなというふうに思っておりますが、町の一元化の展望ということでございますが、嵐山町ではご承知のように幼稚園の運営、経営を私立、公立で協力をしながらやってきたわけですが、保育園においても同じように民間、そして町立の幼稚園ということで、

小さい者に対するそういう施設というのは両方あるわけでありまして、どちらの立場も考えながらやっていくのが行政であるというふうに基本的に考えておりますので、それらのこともこれから考えていかなければいけないということで、当面幼保一元化に向けて積極的に取り組んでいくという考え方は、現状では持っておりません。

それから、保育に欠けない子供の居場所ということでございます。保育に欠ける子供さんが保育園ということで、保育に欠けないお子さんはどうするのかということでございます。嵐山町で、ちなみに2月の幼稚園、保育園の人数、それらを調べたものがあるのですが、保育園、幼稚園、在宅別の乳幼児数というのを調べてあります。そして、町内の人口がゼロ歳、1歳とあるのですが、5歳までありますので、5歳の合計で言わせていただきますと、町内人口の合計で841名、5歳までです。それで、保育園、家庭、保育室、幼稚園、これらに行かれています子供さん482名、それで在宅の子供さん359名でございます。そして、359名の中でゼロ歳児が109人、1歳が96人、2歳が86人、3歳が60人、4歳が7人、5歳が1人ということで359名、こういうような年齢の構成になっているわけです。

この中で、この居場所ということでございますが、この数字から見てやっぱりゼロ歳から3歳まで、特にゼロ、1、2、ここのところの子供さんが多いわけですね、在宅でいる中で。ですので、居場所ということでございますが、家庭で親御さんが面倒を見ている方が多いのではないかと。ですので、そういう

ところで近所の公園に出かける方があれば公園があれかなとか、あるいはおもちゃ図書館でございませうとか、町の中ではおばあちゃんちというような、ボランティアグループがやっていたというところとか、あるいは友達をつくってしているとか。それとまた、おじいちゃん、おばあちゃんがいる場合には、そういう人に面倒をってもらったりというのもあるというふうに思いますが、そういう中でございませう。

現状ではそういうようなところではございませうので、今言ったように子供を連れたいお母さん方が遊びやすいような、時間が楽しく経過できて安心できるような、そういう場所というのはこれからより必要になろうというふうには思っております。そういうものも今度の支援計画の中には、入れていかなければいけないのではないかなというふうには考えております。

以上でございませう。

○藤野幹男議長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 あと 60 分ですので、短く答えさせていただきます。

義務教育終了後の対応で、(1)番目ですけれども、教育委員会としては、未成年の若者のうちの学業についている者、仕事についている者、ニート状態云々ですが、教育委員会としては、県立の高校の中退者については把握してございませうが、ほかについては把握しておりませう。

それから、2点目の高校の退学、高校不登校について、教育委員会は連絡を受ける仕組みですけれども、これまでは県立高校全体の中退学者、

その理由別、これについては発表があります。そして、不登校、長期欠席についても、県立の学校のはあります。私立のはわかりません。そこで、何とでも、教育長会としても県に対して、一応義務教育を終了して高校に行ったのだから、中学校別にその年の中退の数を教えてくださいよと、そうすればその後の進路指導も適切に行えるし、送り出した中学校と高校の連絡もとれるだろうということをお願いしてきました。ようやく今年それが実現をいたしました。県立高校だけです、それは。私立だとかほかはそういう連絡はほとんどないですから、そういうことも含めて、せめて県立高校については、やはり卒業させた子供がどうなってどうなってということは、次の指導に生かしますので、さらに県にお願いしたいと考えております。

成人式は、お話のとおりです。成人式については、やはり若者の成人をお祝いするという大事な式でございます。やはりこれまでの成人式を振り返って、若者に活力があります、いいアイデアがあります。そして、若者にそういう力を発揮して、成人式について、あるいは新しい門出について責任とか自覚とか、そういう意識を持っていただくという点で、成人式のあり方を検討させていただきたいと。これまで嵐山町と嵐山町教育委員会が主催として行っていたものを、できれば若者の力を取り入れて実行委員会形式等でいろんな方からアイデアをいただきながら、自分たちで作り上げた成人式というようなことができればなというふうに、また町のほうとも相談させていただきながら検討させていただきたいと、いろんな方々からのアイデアをぜひ願

いしたいと考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、3番についてお答えさせていただきます。若者の集まる場所、そして機会の提供をどう考えるかということでございます。

今、教育長さんのほうからのお答えの中で聞いていたのですけれども、小さいあれですけれども、子供同士で活動する場だとか、子供の遊び場、地域というものが必要だと、そして責任、自覚というお話がありました。これらは、小さい子供だけではなくて大きな者、まして義務教育終了後ですので、積極的に社会に出て、いろんなものに参画をしてもらいたいと思うのです。それには、特別な遊び場はここですよ、あるいはこういう機会があるから、このところに来て何々をしてくださいよということではなくて、今もお話がありましたように、各自が積極的にそういうものは開拓をしていって、そして足りないとしたら意見を述べて、そしてやっていく。それで、行政はそういうもののアンテナを高くして聞いていくということは必要ではないかなというふうに思うのです。

余りそうでないと、昨日も議論になりましたけれども、選挙権の行使というようなものについても、自分で何かを政治に対して要求があるとか、こうしてもらいたいとか、目的があるとかというようなことをあらわさなくて済むような形になってしまうのではないかなと思うのですね。何で与えられた選挙権を

使いに行かないのかというようなことも考えておまして、やはり積極的に社会に、義務教育を終了しているわけですから、積極的に社会に参加をしていただきたい。それには、地域のスポーツクラブもあるでしょうし、文化団体のいろんなものもあるでしょうし、地域のいろんな集まり、行事等もあるでしょうし、そういうものを通じてやっていったらいいのではないかなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 5番も続けてお願いします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、次の生ごみの資源化についてお答えさせていただきます。

先ほど質問の中に、また提言もいただきました。本当にいろんなご意見をいただくわけですけれども、その中でいろんな提言をいただくというのは本当に貴重なことで、ありがたいことだなというふうに思っております。そういうことで、先ほど資料までいただいておりますけれども、生ごみの減量化、資源化を推進するためにコンポスト、生ごみ処理機の購入に対して町では補助金の交付を今年度から再び取り組み始めました。そして、現在、電気式生ごみ処理機 13 基、コンポスト6基の申請があり、補助金額 34 万 2,600 円を交付をいたしております。また、ごみ資源分別収集カレンダーにはごみの出し方、ごみは水分を切って出してくださいというお願いをしております。

小川町の生ごみ資源化の取り組みにつきましては、お話もちょっとありま

したけれども、東小川団地 49 世帯、みどりが丘団地 47 世帯、合計 96 世帯から排出をされる生ごみ、これを週2回、生ごみ資源化プラントへ搬入をして、液体肥料と燃料ガスに資源化する生ごみの資源化事業、こういうことをやっているそうでございまして、大変すばらしい取り組みだと思えます。

そういう取り組みの内容をちょっと調べさせていただいたのですが、コスト、燃料ガスの活用等がどう行われているかということでございますが、初期投資としてプラント建設費用というのが 800 万円、それからごみをあれししていく回収用のバケツ等の資器材、こういうものが 248 万円、合計で初期投資が 1,048 万円という内容であるそうです。それで、町からNPOのごみの処理委託料というのが年間 88 万円、それから生ごみの排出世帯 96 世帯からプラントまでへの収集運搬費というのが年間で 210 万円だそうです。それらを合計して 298 万円になります。

これらを調べさせていただいた内容で、燃料ガス、メタンガスですか、これが現在では余り使われていないような状況だということでございます。それから、生ごみだけを排出する家庭をふやすということは、NPOへのごみの処理委託費が増加をしていく。さらに、生ごみを排出する世帯からプラントまでへの収集運搬費用が増加していくというような問題が、当然出していくとそういうことが出てくるというようなことで、いいことでありますけれども、課題もあるというようなことでございます。

そうした中で、今ご説明いただいた簡易焼却施設というのか、何というの

ですか、今のダンボール処理器、そういうようないろんなものを各家庭によって、質問の中にもありましたけれども、いろんな処理の仕方を、各家庭で処理ができる場所がある人、なかなかそういう場所がない人、あるいはそういうような手間がない人、あるいはどういう人、いろんなことがあると思うのですが、それらに合った処理がしやすいような状況、そういうものを広報等を通じてより一層周知徹底を図って、教えていく、指導していくということが必要だと思うのです。

そして、何より予算審議の中でもいろいろ話が出ておりますけれども、公共意識というのですか、生ごみは水分を少なくして出してくださいよということもずっとお願いをしてきているわけです、嵐山町だけではなくて日本中そうだと思うのです。そういう中であって、なかなか生ごみの量が多いというのは、水分を含んでいる部分が多いとなかなか燃えにくい部分もあるというような話もあるわけでありまして、そういう公共意識というのですか、公共意識、ごみをここからこっちへ出してしまえば、自分のごみではないのだということではなくて、ずっとそれも資源の一つなのだという意識を持つ、そういう意識づくりもこれから必要ではないかというふうに考えております。

○藤野幹男議長 次に、小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 それでは、私のほうからはナンバー6の今後の水行政についての(1)のみ、法定、法定外の留保内部額を聞くということについてお答えをいたします。

内部留保資金につきましては、水道事業会計としては補てん財源としてとらえておりました、具体的には損益勘定留保資金、利益剰余金があります。損益勘定留保資金は、平成 20 年度末現在で5億 2,873 万 5,418 円であります。これに利益剰余金の中から積み立てをした減債積立金が1億 3,350 万円、建設改良積立金が1億 2,684 万円、未処分利益剰余金が 9,691 万 2,146 円となっております。損益勘定留保資金と合計した金額につきましては、8億 8,598 万 7,564 円であります。

次に、法定、法定外ということですが、内部留保金とはという明確な区分は、地方公営企業法上は規定されていないと思われます。ただ、法定積立金として、地方公営企業法上、毎事業年度利益を生じた場合には、前年度からの繰越欠損金がある場合にはこれを埋めて、なおその残額がある場合にはその 20 分の1の額を必ず減債積立金、または利益積立金として積み立てなければならないとされております。また、建設改良積立金については、任意の積立金となっております。

内部留保金につきましては、健全な水道事業を運営していく上で補てん財源として担保しておくべきものと考えております。なお、内部留保金の額として、渋谷議員さん 11 億円ぐらいと今言われましたけれども、これにつきましては固定負債としての修繕の引当金、これが3億 176 万 5,777 円、これをプラスすると 11 億 8,775 万 3,341 円ということになりまして、これにつきましては固定負債ということですので、内部留保金の中に入れて、

私としてはとらえないほうがいいかなと、こういうふうを考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、お答えさせていただきます。

今の課長の答弁を受けまして、(2)番目でございますけれども、水源保全地域の指定、ゾーニングをやったらどうかということでございますが、考え方としては全くそのとおりだと思います。そして、今もちょっとお話がありましたけれども、大規模な山林売買というものがどこかわからない、資本会社かもしれないというようなあれがあるようですが、そういうものが大変あちこちのところで暗躍をしているということでございます。今お話をした内容でそういった資本が入ってきて、日本の国土を荒らし回っているというような情報もございます。

そういう中で、水源保全地域の確保というのは大変貴重なものでございまして、考え方はそのとおりと思いますが、今話をさせていただいた課長答弁のとおり、内部留保金を使ってのそういうものをやるということは、現状では考えておりません。

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時59分

---

再 開 午前11時13分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷議員の一般質問を続行いたします。既に答弁が終わっております。

再質問からどうぞ。

渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) まず、一番最初の公共サービスのあり方についてなのですが、私はコミュニティービジネスというのが、例えば貧困とかそういったものの対策に、子供の貧困への対策にはとても重要になってくると思うのですが、これをもっと積極的にするためにどのような事業が必要であるかというのは、地域経営で各地区のやり方ではなくて、必要なものを考えていくような町民との場というのが必要と思うのですが、これが第5次基本計画を策定する上の中でも一つの部分として組み込まれればよいかなと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

コミュニティービジネスとしては、今シルバー人材センターがとても活躍していると思うのですが、その中に私は市街地での一定の日用品の販売などもお願いできるような形にしたらいと思うのですが、そのような実際に必要なものがどこにあるかということを考えていく場ですね、それをどこで持っていくか伺いたいと思います。

それと、3番目の公共サービス基本法 11 条のことなのですが、国の公契約法の制定を待つということですが、野田市ですけれども、公契約条

例ができていますね。私が一番やっぱり気になるのは、公契約条例が出てこないと嵐山町の女性の貧困というものが、なかなか母子家庭の貧困というのがうまく改善されていかないかなと思ってまして、やっぱり公契約条例と貧困対策とはセットになっていくと思うのですが、嵐山町での問題の考え方は、公契約法の制定を待ってでは、多分官の貧困というのですか、官によるというのもありますよね、ワーキングプア、その問題が解決できないと思うので、その点について伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 2点ですか、質問をいただきました。

コミュニティービジネスについてのことでございまして、コミュニティービジネス、今話の中ではちょっと難しくてわからなかったのですが、シルバーなんか成功しているのではないかということだとか、それから今の質問の中で問題なのは、どう考えているか、どこでだれが考えるかということなのですね。それが問題なのですよ。だから、委員会をついたらそれがすぐ答えが出るかということなのですね。出るのであれば、そういうお考えを持ったり、こういうことをやったらいいのではないかということであれば、今までも提言とかというのはどこからか聞こえてきていると思うのです。行政がそういうことをやってくれ、やるべきだということであれなのですが、なかなかそういうふうに言われて、それを実現していくのが今一番難しいことだと思うのですね。

ほかのことにもいろいろあるのですね。環境保全等に当たって、やるべきだ、こうするべきだ、こうあるべきだと、いろんなことがあるわけだけれども、さらばどうするということであるわけです。ですので、ご趣旨は全くそのとおりでと思います。今度の総振の策定に当たって、こういうコミュニティービジネスという手法を使って行政課題を解決していく。1つ、これは今、町で取り組んでおります地域経営の考え方と同じようなことだと思っておりますので、ぜひ行政だけではなくて、いろんな主体のご意見あるいはやり方、考え方等も聞いて、取り組んでいければというふうに思っております。ご趣旨は全くそのとおりだというふうに思っています。

それから、町の公契約条例ができるのを待っているのかということですが、先ほどもちょっと話をさせていただきましたけれども、法的に守るべきことというものは、今度の中にみんな入れているわけですね。労働基準法、最低賃金法、そういうものが明記がされているわけですし、そういうことを相手方に守ってくださいよということで、契約の中に入れているわけです。それで、相手にそういうことを話して、それ以上の内容というのは、やはり企業の事情というのがあると思うのです。そこところが問題だということのかもしれないですけれども、やはりそこところは相手の企業にここを守ってください、そしてうちのほうはそういうところと契約をするのですというようなことでやっているわけですので、それ以上にどこまで何をやれということだと思っておりますね。相手だって私権があるわけですから、そこるところにどう入っていけ

るのかというと、非常に難しい問題だと思います。

国における公契約法の制定、これの動向に注視をしてみたいと先ほど答弁させていただきましたが、現状ではそういう方向で考えていきたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 次に移ります。

子供の貧困についてなのですけれども、子供の貧困についての考え方のあれで、嵐山町では200万円以下の所得の方が6%という数字なのですけれども、これは全体的には国のレベルからすると低いのかなというふうに、今13.4%ぐらいになってきているというふうに私は聞いているのですけれども、低いのかなというふうに伺いました。

それで、嵐山町の場合の子供の貧困についての対策なのですけれども、3番目、4番目にかかわる問題ですけれども、これはITの格差がとても大きくなっていったと思うのです。知識量と所得の差というのが、知識と所得が、情報ですね、かなり関連性があるということがわかってきていましたので、嵐山町では学校教育の中で、今のところ町の公的なものとしては放課後子供教室として学校教育しかないのです。

私が見ていておもしろいなと思ったのは、ふれあい塾が行っている講座の中でITの講座をやっているのです。そういったものを、今は放課後子供教室は事情があって、各学校ではできないわけなのですけれども、そういった

ものを各学校で取り入れていくという方向に、お金の使い方、予算の使い方を組み替えていく方向が必要だと思うのです。放課後子供教室は、1つコアになるものを町の中に持っておいて、そして1週間に1遍ずつでも1週間に2遍ずつでも、学校に行って出張授業というか、そのような形を進めていくのが必要であると思います。

子供同士での自主的な活動や、子供を地域で遊びを教えてくれて、しつけてくれる場所が必要であるということなのですからけれども、それも結局プレーリーダーが必要であるということなのですからけれども、プレーリーダー自体も今は嵐山町ではないわけで、そういったものが逆に言えばコミュニティービジネスとしてつくっていかなくてはいけない、子供の貧困の問題というのはとても重要になってきますよね。そのところを嵐山町では、予算のつけかえをしながらそれをやっていく必要があると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

特にふれあい塾のようなものを放課後子供教室で行っていくという考え方について伺いたいと思います。これは予算の組み替えなので、町長のほうに伺うべきであると考えます。

○藤野幹男議長 では、答弁をお願いいたします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、2番の問題についてお答えさせていただきます。

子供の指導、育成、いわゆる社会教育というのですか、そういうようなこ

とが必要だということでございます。それで、その中にそれらを指導するプレーリーダーというような話がありましたけれども、そういうものが必要だということでございます。それには、今のやっているやり方ではなくて、違うところでまた考え方を新たにして、そういうものをやっていったらいいのではないかと  
いうことでございますが、それは今の担当課のほうでこれからどういうふう  
に考えるか、あれしてもらいたいと思いますが、考え方の一つとして、もう実践  
している部分もあります。

というのは、社会福祉協議会で福祉ボランティアといいますか、例えばめ  
がせ百歳の事業なんかにも来ていただいて、応援してもらっていますけれど  
も、ボールボランティアをやるとか、いろんな教室のお手伝いをするとかいう  
ようなこと、それから社協のいろんな会費を集めたカードに全部一々判子を  
押ししたりとか、何を記入したりとか、日付を入れたりとかというようなことがあ  
るのですね。そんなようなことなんかを社協のボランティアとして、そういう協  
力をいただいている人たちも大勢といいますか、少ないですけども、そう  
いうのもある。

また、先ほども話がありましたけれども、これは指導者ということであれ  
ば、おばあちゃんちみたいなものだとか、ここのところでもやっています子供  
のお母さん方の相談相手として指導する、そういう人たちだとかいうようなも  
のは、ほかでは確かにそういうものもあるわけでありますので、子供たちに  
ついてはどういうものが体制がとれるか、係のほうとも相談をいたしまして、

それで予算の組み替えが必要であれば、そういうものもやる中で考えていければというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) ちょっと時間が気になるのですがけれども、中学生が地域ボランティアという形で、中学生の社会参加という形で企業に入っていますけれども、中学生たちのボランティアというのもやっぱりあって、そこを継続させていくような形で子供の学習、貧困といいますが、そういったものへの継続的な働きかけというのが必要になってくると思うのです。子供の地域ボランティアをつくっていく中で、学校外の活動やスポーツ団体、ガールスカウトなどの各種活動への参加の中に含ませていく、大人以外の人たちも含ませていくことで充実していくと思うのですが、そのような方向、社協の話をしたので、社協のボランティアの中に小中学生のボランティア活動があります。それを入れていく中で、子供の学力解消とか、そういった部分につなげていくことができると思うのですが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっとずれてきているかなというような感じがするのですが、私のほうではないかなと思うのですが、予算の組み替えについても一度申しますけれども、必要があればそういう措置も講じていかなければいけないと思います。そして、今質問の主のあれは、特に教育面の内容

もかかわっておりますので、そちらのほうで、教育委員会のほうで答弁できればいいと思います。

私はそのような形がとればいいと思いますし、今現在やっているわけです。企業が受け入れとか、それから役場でも子供たちが来て、役場の中の研修をしているということがあります。それは教育ですよ。教育というのはだれかが指導するというのではなくて、その場に入って教育を受けるということですので、かなり企業にとっては負担になっている部分もあるのです。ですから、それを継続的に長期にどうしてというのも非常に難しい部分もあるのではないかと思いますし、もう一つそれをやるという中で、これからお答えがあるかもしれませんが、授業時数の確保というのが学校にとっては最大の課題で、なお厳しくなっていく状況もあるかと思うので、それらとどうあわせてできるかということも、ちょっと私のほうではわかりかねますので、以上の答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員)では、教育長のほうの答弁は4番目のほうでお願いしますので、こっちはこれでいいです。

3番目のゼロ歳から4歳までの子供の関係なのですけれども、私は嵐山町の問題は、一部おもちゃ図書館で解決できる部分もあるかなとは思っているのです。ですけれども、おもちゃ図書館に関して言いますと、やっぱりそれが継続性がない、継続性というか、周知ができていないというふうなもの

もあって、次世代育成計画でこれをもっと充実させていただきたいと思うのですが、おもちゃ図書館という形ではなくて、やはり児童館という形式に変えていただきたいと思うのです。その中でいろいろなことが進めばいいのかなというふうに考えているのですが、その点を1つ伺いたいと思います。

1つ1つの大きい枠での1問1答になっていったいいのですか。

○藤野幹男議長 1問1答は、1つのことを行ったり来たりするので。

答弁をお願いいたします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

おもちゃ図書館は大変今効果的な、有効な場所として活用されているというお褒めをいただいたわけですが、これをもっと拡充強化をしていくべきだというご意見だと思うのです。児童館というのがどういう内容をどこまでというのがちょっと詳しくはわかりませんが、児童館という要望というのが町民の皆さんから多いというのは十分認識しております。しかし、児童館というのは、あちこちのところを見たところ、すばらしい建物が建っていて、これが児童館みたいな感じがあるわけですね。ですので、嵐山町ではそういうのはちょっと今の財政状況も考えたり、地形的なことを考えたりなんかして、1カ所でそれが済むということではないというふうに基本的に思っていますので、それは今でも難しいというふうに思っています。

ですので、児童館、そういう施設の機能として使うのであれば、嵐山中に  
いっぱい地区集会所があるわけです。児童館に人的なものが配置できると  
すれば、そういうところを回ってでも、何曜日にもどこ、何曜日にもどこというよう  
なことでももしできるとすれば、そういう方向もあるかなとか、あるいは今の  
おもちゃ図書館的なものをよりボランティアだとか意識をしていただく人たちが  
ふえれば、そういうものもふやしていけば、結果としておもちゃ図書館のよ  
うな機能になるかなというふうに思っています。

おもちゃ図書館にすべきだというのは、反問権ではないですけども、そ  
ういうような形のものを1つお考えなのですか、あるいはおもちゃ図書館のよ  
うな機能を持たせるものをより拡充強化ということになると、どこがどう違う  
のかというのがちょっとわからないのですが、おもちゃ図書館にすべきだと、  
そういう名前にすべきだということがあるのはどういうことなのか、そことの  
ころをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員、教えてください。

○13番(渋谷登美子議員) おもちゃ図書館というのは、児童館というのは  
子供が来る児童福祉施設なのですよね。ある程度、児童福祉法にのっとっ  
ていると思うのですけれども、児童館の使い方というのはいろいろありまし  
て、今の嵐山町のおもちゃ図書館はおもちゃ図書館の機能ではなくて、ほと  
んど児童館機能を行っていると思っています。小さい子供のためのね。町長  
の言われるのは、巡回児童指導というのですか、巡回保育指導というシス

テムなのですね。それを両方兼ねていくしか嵐山町では地域が遠いので、分散しているので、やるのならばそうするしかないだろうというふうに思っています。

ですけれども、とりあえず拠点になるものが今の嵐山町にはないわけですよ。おもちゃ図書館というのは、一応おもちゃ図書館というふうな名前を打っていますので、児童館機能はできないのです。児童館機能というのは、例えばゼロ歳から1歳児だったら、こういうふうな10分間ぐらい、このくらいの保育を指導者がしますよというのがあるのですけれども、おもちゃ図書館の場合はそれができないのです。障害を持った子供が来る場所ですので、本来的に障害を持った子供さんと普通のお子さんが発達というか、交流する場としておもちゃ図書館が位置づけられています。

ですから、今のおもちゃ図書館は本来のおもちゃ図書館の機能を果たしていないわけなのですけれども、今のおもちゃ図書館の機能はそのままあっても構わないと思うのです。ですけれども、必要な子供のサービスの機能はないので、児童館という形にしていけばよいかというふうに思っています。これで反問権の答弁は終わったとしていいのでしょうか。

○藤野幹男議長 とりあえずいいです。

○13番(渋谷登美子議員) そうしたら、次にいきます。

児童館について、施設的なものよりも立派な別に児童館という施設が必要なわけではなくて、そういった機能的なものを言っていて、さらに児童館と

して、児童館というのは一応小学生ぐらいまで入っているのですよね。小学生高学年も入っていると思うのです。児童というのは18歳までをいいますから、18歳までの子供を対象にするような施設的な機能をつくっていかないと仕方がないかなというふうに思っているのですけれども、町長に改めて児童館に対しての考え方を伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 どうもちょっとおかしな話になっていると思うのですけれども、おもちゃ図書館というのは本来障害をお持ちの子どもをというようなことが主なのか、中心だと思うのですね。そのところで、嵐山町はそうではないのですよ、小さいときから障害のある方もない子どもと一緒に楽しく遊ぶ、そういう意識を育てていくためにもおもちゃ図書館を使うのですよ。それで、そのところに大勢のご父兄が集まって、それでいろんな意見や考え方を、情報をやり合う中でというようなことで進めてきているわけです。それで、そこに指導というか係の人がいる。ということは、完璧ではないにしても、かなりの部分その児童館が行うような内容を今既に行っているわけですよ、おもちゃ図書館が。

だから、本来のおもちゃ図書館では嵐山町のものはないわけなのです。児童館に足りない部分はあるかもしれないけれども、かなりの部分、児童館的な機能も内容をやってきているのではないかと思うのです。ですので、こういうのがほかのところでもできたり、あるいはそういうようなものを必要とす

る人たちが多くなれば、当然こういうものもふやしていかなければ、場所もふやしていかなければいけないというふうに思います。

それで、特に感じられるのは、現在のおもちゃ図書館の中に町外からの人というのがかなり多いのです、話を聞いてみますと。ですので、ほかの市町村の児童館というものより嵐山町の子供図書館のほうが居心地がいいのかというような部分もあるのかなと思いますので、そういう面も含めて、おもちゃ図書館の今やっている内容をより児童館の内容のような機能を加味して、それで必要に応じて場所もふやすような体制がとれれば、そしてそういうものを今度の整備計画の中に組み入れていけるような方向になればいいと思います。そういう考え方は賛成でございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 次にいきます。

それで、次というか、この中でなのですけれども、ごめんなさい、先にこっちにいつてしまったので。保育園というか、幼保一元化の関係なのですけれども、嵐山町では一応幼稚園があるわけですよね。幼稚園があるので、3歳児保育と、それから預かり保育を充実させていくと、とりあえず保育園が拡充すると今の次世代育成計画ではこれ以上の人数の拡充はないという形だったのですけれども、その部分だけ拡充していくと、私は今のところ当面は対応できるのかなと思うのですけれども、その点についての考え方を伺いたいと思います。

特に3歳児が60人という形で残っていますよね。3歳児は130人ぐらいいるのかなと思うのですけれども、50人ぐらいは保育園と町外の幼稚園に行っているということになっているのですけれども、その考え方を町立幼稚園の預かり保育の部分と、それから3歳児保育にしていくという部分の考え方を伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほども話をさせていただきましたけれども、今の質問の中で思うのですが、保育園と幼稚園というものが何か渋谷議員さんの中で幼保一元化ができちゃっているような話になっているのですね。だけれども、私どものほうとすれば、幼稚園は幼稚園、教育の施設、保育園は保育園、保育に足りない子供たちが行くところというふうに、今のところそういうことで考えておりますので、その中で幼稚園がどうなのか、保育園がどうなのかということを進めてきているわけであります。

そういう中で、今人数の話も出ましたけれども、人数の推計と、それから保育園のキャパシティを考え、幼稚園のことを考えていくと、現状の中で新しいやり方、幼保一元化に取り組むとか、あるいは保育園を広げなくてとか、幼稚園を広げなくてとか、そういうのはここ数年は幾らかあるかもしれないけれども、その先にはそういう方向でなくなるというのが、現在わかっている数字の推計の中であらわれていますので、特にいろいろご意見をいただきましたけれども、新しい取り組みをあえてこのところでしなくても、し

ないほうがいいのかないかなというふうにあえて思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) お母さんが子供を保育園に預けたいというのは、3歳児以上になって、今3歳児神話がありますから、とりあえず3歳児までは手元に置いておきたいという考え方があります。でも、同時に、女性として働きたいという思いもあります。今の場合、当面の間、嵐山町の場合を見ても、パート就労がとても多いと思うのですね。そうすると、預かり保育でも何とかやっていけるかなという感じでした、その部分というのは少子化でどんどん子供が少なくなっていくわけですが、女性が働きたいという意欲はあるわけで、だから子供が少子化になっていくから、今の現状でいいという、今の施設で足りるだろうという形にはなっていないと思うのですけれども、その予測を見誤ると今後大変になってくると思いますので、その点について伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほど申しましたけれども、今後利用したい保育サービスということで、今おっしゃるように保育園だとか幼稚園、今言った預かり保育、一時預かりというような希望というのが、これから受けたい保育サービスというもののうちにあるのですね。ですので、そういう需要というのはふえていくと思うのです。

しかし、現在、保育園の定員というのがあるわけですが、将来にわ

たってその定員を維持をしていきたい、維持ができる、あるいは維持をしていきたいというふうにしっかり考えている保育園というのがどこまでかなというふうにも思うのです。というのは、それだけ少子化の勢いというのは強いということなのです。

それと、保育園志向というのはふえていくわけですから、教育の幼稚園ではなくて、保育に欠ける保育園という志向というのは、仕事を持つご婦人がふえれば当然ふえていくわけでありますが、現状では先ほど申し上げましたとおり、嵐山町ではこのところで保育園の受け入れ人数をふやしてほしいと、そしてそれを当然施設もそうですから、投資をしてふやしてもらうわけで、それを将来にわたって町が保障ができるような形の今の子供たちの出生状況にはないように思うので、当面今の状況の中で保育の人数も足りているわけですので、今の状況を見守っていきたい。

そういう中で、部分的に何が必要だというものがあるわけでありますので、そういうものを各幼稚園、保育園にできる内容を、できるものがあるとするれば、そういうものをつけ加えていったら一番いいのかなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 時間がないので、次にいきます。

高校修了後の若者への対応なのですけれども、私は1つは成人式のあり方を変えていく中に、中学校卒業の子供たちをある程度定期的にでも、生

徒会活動をしていた子供たちでもずっと1年に1回でも機械的に集まるような場をつくっていく中で、中学校修了後の子供たちの状況が把握できるようなシステムがあったほうがいいのかなどというふうに考えているのですけれども、その点についての考え方を伺いたいと思います。

それと、もう一つ、私は社会への若者の積極的な社会参加なのですから、これは意見を出す場とか、そういったものを嵐山町がつくっていかないと、嵐山町には高校というものがないわけですから、10代の後半の子供たちが何らかの形でできるような機会をつくっていかないといけないと考えるのですけれども、その考え方について伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 中卒の子供で卒業した後に集まる場、大いに賛成です。1つのきっかけとして成人式なんかは、成人だけの実行委員会でいろいろ、意見を聞くだけではなくてやがて、ほとんどが菅谷中学校と玉ノ岡中学校ですから、先輩をお祝いする、そういう形で、今スイミーなんかやってくれているような、そういう役割を成人になる前の若い人たち、だから私が申し上げているのは、必ずしも成人式を迎える若者たちがどんな成人式がいいだろうかだけではなくて、そういう意味なのですよ。やがて将来になるし、そして自分たちの先輩をお祝いするという気持ちを持っている。

渋谷さんがおっしゃるのは、どうしてもやっぱり中学校を卒業しちゃうと子供たちが嵐山町という器の中からどうも離れていっちゃうと、そこを何とかと

いう、そういう場と機会を意図的に設けなさいよということだと思うのですね。それはいろんな形で積極的にやってみたいと、そのきっかけが成人式だと思っています。

来年、今まで成人式の例えば会場だけでも、農構センターでやったときも、菅谷中学校でやったときもあるらしいのですけれども、ずっとこここのところは女性教育会館、それが来年は工事でだめなのですよ。その場所をどこにするかで、例えば今のように壇上によって、距離が離れていて、主賓が上からなっていくものを少し縮めて一体となつてできないかとか、司会者は役場の職員がやっているけれども、それは成人にやってもらおうではないかとか。それから、プログラムの内容ももっと成人が登場するようなものにできないか、そういう意味で若者のアイデアをもらいたい。できれば、成人を迎えていない中学生あたりにも、何かの形で参加できないかとか、そういうものをきっかけに若者が参加する、成人式だけではなくて、それをきっかけにやっぱり広げていくべきだと思います。おっしゃるとおりです。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 生ごみ資源化についてなのですが、これは私は各地域で今補助金を出している形なのですが、そうではなくて、小さなグループで集まってもらって試行的にやってみるとか、市民農園なんかをやっているグループと一緒にやっていくというふうな、町のほうからの働きかけが必要であると思うのですが、そういった試行について伺いたい

と思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 試行はたくさんやるべきだと思うのですよ。今までも、いろんな形で試行がやりたいということで、広報等も通じてやっているわけですが、さっきもちょっと話しましたが、公の意識なのですよ。私はそう思うのです。公の意識、ごみはここからここまで出せば、だれかが処理してくれるのだという意識があれしないと、今だって生ごみの水は切ってお出してくださいよと言っているわけだけけれども、こうやって生ごみを上げてみれば下に水がたまっているようなものがどんどん出てくるわけですから、そういう意識がなくなってこない、幾ら地域で集まってくださいと言っても、なかなか集まってもらえないのではないかと。

だけれども、集まってくれないのではないかというので、しないということではなくて、そういうものにもしっかり取り組んでいく。そして、いろいろご提言をいただいたそういう手法についても、広報等もあれするし、そういう機会をとらえて、いろんな形で使えるようなもの、それとまた嵐山町で取り組んでいる助成制度も、お金が足りなくなるぐらいに利用していただけるように、これからも広報を通じて努力をしていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは小澤課長に、私はよくわからなかったの、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○小澤 博上下水道課長 それでは、私は何を質問されたか、ちょっとわかりませんので、もう一回質問のほうをお願いいたします。

○藤野幹男議長 渋谷議員、もう一回、わかりやすいようにお願いいたします。

○13 番(渋谷登美子議員) 次にいきます、すみません。もういいです。

それでは次に、水源の保全のことなのですが、私は嵐山町の水源地域というのは、大平山とかつてのコリズカントリークラブの計画地が水源保全地域になると思っているのですが、このことでいいますと、特別土地保有税を滞納していて、それが現額では1億 9,082 万 2,749 円という形なのですが、このところで不良債権処理機構が解散するというふうに聞いております。そうすると、特別土地保有税の滞納額という部分がそこで差し押さえしているわけですから、その部分で私はその土地自体が差し押さえの部分でいただけるような形の交渉をしていながら、嵐山町の水源を保全していくという考え方はあると思うのですね。

これは、平成3年、平成5年ぐらいからなので、かなりの金額に滞納額、延滞金を含めていくなっていくと思うのですが、その考え方を伺って、そして町のものになって点在しているわけなのですが、コリズカントリークラブが持っている土地の部分というのは点在しているわけなのですが、その部分をいただくことによって水源林は保全されると考えているのですが、その考え方の方向を伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどもお話を申し上げましたけれども、大変日本の国土、山というものが外国資本で荒らされ出しているというような情報があります。今回質問をいただいて、いろいろ資料をいただく中にも、こんなものがありますね。急増する「大規模山林売買」なんていうのが、暗躍する外資、そういうことを考えると、やはり水というのはこれからの中で一番大切なもの、それがなければなお大切な食料も確保はできないわけですから、言うまでもない問題でございます。

ただ、仮定の話なんかいろいろありますので、考え方とすれば、嵐山町はその方向で進んでいるわけです。公有地化というのを嵐山町の財政の中でいろんなところをそういう形でやっても、町民の皆様が反対しないのですよ、いいだろうという形で。条例をつかって、寄附条例をつかって何をか、でもそれでもおかしいのではないかという話は出てこないのです。

ですから、町民の皆さんはそういう方向に考え方を持っているわけですから、行政もそういうことができるように、考え方、体制を整えていくべきだというふうには、基本的に議員さんおっしゃるとおりだと思いますので、ただ、今おっしゃるようなことができるかできないか、額がどうなのかというようなことというのは、お答えがまだ今のところできません。

○藤野幹男議長 渋谷議員の残り時間5分でございますので。さっき時間を食いましたから、よろしくどうぞ。

○13 番(渋谷登美子議員) 私は、水源保全に関して、やっぱり水道会計の一部分をある程度の金額を確保していきながら、そして遠山地区なんかですと、汚水は、これから合併浄化槽になっていくと思うのですけれども、その部分を少しでも入れるような方向に使っていかないと、水源が確保できていない、きれいな水源がとれないかなというふうに思うのですけれども、その点についての水源保全の何らかの条例的なものをつくっていただけるかどうか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 では、最後の答弁になると思います。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町のほうでちょっと一歩進んだ対応がとれないかということでございます。ご承知のように、彩の国みどりの基金条例というのがあるわけですね。埼玉県もこれをつくるまで紆余曲折がありました。大変な状況の中で、地球環境の温暖化の防止、水源の涵養ということで、資源、資金を確保するための方策をつくって、これをやる。それで、嵐山町なんかでも現に山を手入れするお金をこれからいただいて、やっているわけです。

こういうものというのは、本当に先ほど来言っているように必要です。必要ですが、今これ以上法をつくらなくても嵐山町はやっているわけですので、それで渋谷議員おっしゃるようにゾーニング、ここのところを指定をして、これも先ほどから話がありますように私有地でございますので、勝手にここのところをどうするこうするというようなことができないわけでありまして、そうい

う日本のいい面も含めて、また逆にそういう面では大変厳しいまずい方向にもいくのですかね、そういうようなものもあるわけでありまして、難しい面もありますが、考え方の基本は、くどいようすけれども、考え方の基本というのは全くそのとおりだと思いますので、その方向に向けて努力は惜しみません。

○藤野幹男議長 時間も来ましたので、これで大変ご苦労さまでした。

○13番(渋谷登美子議員) どうもありがとうございました。

○藤野幹男議長 この際、暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分からです。

休 憩 午前11時57分

---

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 柳 勝次 議員

○藤野幹男議長 続いて、本日2番目の一般質問は、第6番議員、柳勝次議員。

〔6番 柳 勝次議員一般質問席登壇〕

○6番(柳 勝次議員) 6番議員、柳勝次、議長の許可を得ましたので、通告に基づき次の大項目4点について質問いたします。

まず、第1点目ですが、児童・幼児虐待に対する本町の対応策について

の質問です。今年1月末に東京都江戸川区で起きた小学校1年生への虐待による死亡事件は、その虐待ぶりの報道を見聞するにつけ、虐待した両親の人間とは思えない行動に対し、激しい怒りと憤りを感じます。結果論ではありますが、本人からはこの状況になるまでに幾つかの警鐘を鳴らす出来事があったと報道されていました。そのときに何らかの対策をとっていれば、少なくとも死ぬようなことはなかったと思われます。

そこで、下記について質問をいたします。

まず、第1点目ですが、本町において児童・幼児虐待がもしあった場合、その事実をどのような方法で把握するのかお聞きいたします。

そして、2点目ですが、虐待の事実がわかった場合の対応策はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

続いて、大項目2点目ですが、全国学力テストの実施方法変更についての質問です。新政府の事業仕分けにより、来年度から全国学力テストが抽出方式になりました。新聞によりますと、埼玉県では小学校 824 校のうち 14%の 115 校、中学校が 433 校のうち 26.8%の 116 校が抽出されて、既に各市町村に通知してあるとのことでもあります。

そこで質問します。

まず、第1点目ですが、事業仕分けでの結論で抽出方式になったと思われるが、教育を費用対効果で判断していくことに、本町としてはどのように考えているかお聞きいたします。

続いて、2点目ですが、本町の小中学校7校の中に抽出校として選ばれている学校があるのかお尋ねいたします。

続いて、3点目です。抽出に漏れた学校は、希望すれば参加できるとのことであるが、本町ではその希望があるのかどうか考え方をお聞きいたします。

続いて、大項目3点目ですが、本町の道徳教育についての質問です。学校内における暴力やいじめなどの問題はますます深刻化している中で、命の大切さや他人の痛み、規範意識といったいわゆる道徳に関する教育用教材は、今までなかったと聞いております。このたび県教育局では、道徳教育用の資料を65万部制作し、県内小中、公立高校にこの4月配布すると言われております。

そこで質問します。第1点目ですが、本町小中学校における道徳教育は、現在どのような内容で行われているのか、内容、時間等についてお尋ねいたします。

続いて、2点目ですが、現在、道徳教育は正式教科として位置づけられていない状況ですが、今回の道徳教育の資料を本町の小中学校ではどのように活用するのかお聞きいたします。

続いて、大項目4点目ですが、水道行政に関する質問です。質問に移る前に、この3月をもって小澤さん、水島さん、田島さんの3人の課長さんが勇退されるとのことですが、大変お世話になりましたことを御礼申し上げます。

ありがとうございました。特に小澤さんには、10年前、私が議員になったときの議会事務局長でしたので、何もわからない私を本当の基本のイロハから教えていただきました。ありがとうございました。私からの質問も最後の質問になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、質問に移ります。1月に起きた中南米ハイチの大地震は、20万人以上の死者を出し、人類史上最大の災害だと言われています。国内でも新潟中越地震や岩手・宮城大地震は、まだ記憶に新しいところです。また、先日2月27日に起きたチリ大地震は、遠く離れた日本でも津波の被害をもたらしました。本町でも自主防災組織が全町に組織化されつつあるようですが、備えあれば憂いなしで大変よいことだと言えます。

そこで質問いたします。第1点目ですが、大地震による水道配管の被害は甚大なものがあります。4年ほど前に私は災害時における非常用飲料水の確保のため、緊急時の給水拠点の整備について一般質問をいたしました。そのときの答弁では、緊急遮断弁を設置し、配水池からの流水を防止することと、人口2万人の3日分の飲料水を確保するため、約180立方メートルの貯留施設を避難場所に設置するとの答弁でした。いずれも数年後、具体的に言いますと、平成20年ぐらいには完成したいとの答弁でしたが、現在どのような進捗になっているかお尋ねいたします。

続いて、2点目ですが、災害とは直接関係ありませんが、これも数年前、たしか平成14年だったと思うのですが、一般質問をいたしました。下水道

会計から上水道会計に検針委託料を繰り出しています。当時1戸当たり800円、合計で約1,320万円を繰り出していました。今でもそうですが、上水道会計は内部留保もあり健全会計ですから、一般会計から下水道会計への繰出額を少なくするため、検針委託料の削減を提案いたしましたが、その後どのようなになっているかお聞きいたします。という通告で質問したのですが、この件は議会初日の予算説明、あるいはまたきのうの予算審査の中でも答弁されていまして、800円から現在は200円に値下げし、合計で453万円、上水道会計に繰り出しているとの答弁がなされております。当時より約900万円繰り出しが少なくなったわけで、その分、一般会計への負担、あるいは下水道会計のほうでも有効にその分が使われたのではないかと考えられます。

そこで、再質問の形でお聞きしますが、来年度の予算では一般会計から下水道会計へまだ1億9,000万円繰り出しております。片や上水道会計の内部留保は、先ほどの質問でもありましたけれども、8億円あるいは10億円、11億円というようにお話もありますが、その一般会計から下水道への繰り出しを少しでも軽減させるために検針委託料をもっと下げられないか、あるいはまた上下水道が統一され1つの課になったわけですから、委託料ゼロは考えられないかお尋ねいたします。

以上、大項目4点について、明快なるご答弁をお願いいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、私のほうから大きな1番の児童、幼児虐待に対する本町の対応策についてということで、(1)、(2)番につきましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、虐待の把握という点でございます。保育園そして幼稚園並びに小中学校等々におきましては、先生方が子供の状況、こういったことをある程度把握ができるかというふうに考えております。もし虐待等の状況、こういった状況がうかがえるような場合、教育委員会等への報告、こういったことがあろうかというふうに考えております。また、必要によっては川越児童相談所のほうへの通報というふうなことから対応が始まるというふうなこと。そしてまた、民生児童委員さんを介しての把握、時には住民からの直接の通報等々によって把握する場合があろうかというふうに考えてございます。

さらには、健康管理課のほうにおきましても、例えば乳幼児の各種健診だとか予防接種だとかこういったこと、さらには保健師さん、あるいは育児支援相談員等が家庭訪問等も通じてやっていますので、そういったときに把握が行われるケースもあろうかというふうなことでございます。

そういった通報を受けまして、2番の虐待の対応策ということになるわけでございますけれども、いわゆる保護を要する児童の早期発見あるいはその適切な保護、こういったことが求められるわけですが、そのために

は関係機関が連携して対応する必要があるということから、現在では嵐山町要保護児童対策地域協議会というのが設置をされているところでございます。

具体的に構成等について申し上げますと、まず福祉関係の職員の方ですけれども、先ほど申し上げました川越相談所、あるいは比企福祉総合センター、あるいは民生委員児童委員協議会、あるいは主任児童委員、そして社会福祉協議会、地域子育て支援センター、これは若草保育園の中にあるわけですけれども、それから各保育園、こういったメンバーが児童福祉関係として参画をさせていただいております。

それから、保健医療機関として比企の医師会、あるいは町のほうの健康福祉課のほうの健康管理担当、それから警察部門では小川警察署、それから教育関係では私どもの教育委員会事務局、さらには小学校、中学校、幼稚園等、その他といたしまして嵐山町人権擁護委員さん、あるいは埼玉地方法務局の東松山支局、こういったメンバーで先ほど申し上げた地域協議会を設立をして対応しているというふうなことでございます。

そういった中で、特に関係機関が集まって、連携の上対応したほうがいいのではないかと、このようなことを特に川越の児童相談所ないし町のほうで協議等をさせていただいて、特に実働部隊となりますと、この中に個別ケースの検討会議というのがございます。そういった会議を開催をして、いわゆる状況の把握、あるいは問題点の確認、支援策の検討などについて検討

をしてまいります。そういったことで、対応を図っていくというのが現実でございます。

なお、ちなみに個別ケース検討会議の状況でございますけれども、平成20年度が1回、それから21年度が1回ということで、各年1回ずつの開催が行われたというふうな状況でございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、大きな2番、全国学力テストの実施方法変更に対する本町の対応についての3点のご質問にお答え申し上げます。

1点目は、抽出になったと、費用対効果で判断していくことについての考えはですが、全国学力状況調査については、これで3年が終わったわけです。小学校6年生、中学校3年生、教科は算数と国語、中学は数学と。悉皆調査ですから、全国の小学校6年生と中学3年生ということであります。費用対効果と申し上げますと、この3年間を経て、来年度、平成22年度、前自民党政権の文部科学省の概算要求では、学力調査について58億円を計上したわけです。民主党政権が誕生して、一気に36億円と。その時点で、はてどうなるのかなと。さらに、事業仕分けでさらに予算が縮減され、絞り込まれて、結果的に抽出になったという経過がございます。各都道府県や市町村教育委員会、学校とも混乱をいたしたわけであります。これまで3回の全国学力状況調査の結果を踏まえて、県としても町としても課題を絞り込ん

で検証して、指導の改善に生かしてきたわけではありますが、余りにも急激な転換で、今後国の具体的な対応を見詰めて、果たしてこれがそのまま今の計画の形で継続されるか否やということも含めて、今後国の方向を見定めて対応していきたい。

結論を申し上げますと、費用対効果ですが、教育といえども効果を検証して、説明責任を果たしていくのは当然のことだろうと。そのために、教育委員会は教育委員会評価をして、議会の皆さんに公表したりとか、学校では外部評価を入れて学校評価をして公開するとか。しかし、教育というのは、人格の完成を目指した将来への人材育成でありますし、未来への投資でもあります。手をかけて、時間をかけて、金をかけて、継続的に営むものだと思います。即費用対効果という観点での判断というのは慎重でありたいと、こんなふうに考えております。

2点目、(2)本町の小中学校7校というのは、これは小学校3校と中学校2校の5校でよろしいですか、の中に抽出校として選ばれている学校があるのかということですが、これにつきましては、国、県を通しまして、1月5日付で各市町村教育委員会に抽出校の報告がありました。その際、国の通知、県の通知からは、抽出調査の対象校については調査の実施日までは文部科学省、県とも公表しないという申し合わせがありまして、嵐山町もそのように対応させていただきたい。

3点目、抽出に漏れた学校は、希望すれば参加できるかとのことであり

ますが、本町では希望があるか否かですが、結論を申し上げますと希望参加はいたしません。この抽出調査をした後に新たな実施要領が出まして、抽出調査の対象外の学校については、学校の管理者が希望すれば、その問題を国が上げますよと、そして調査を利用することは構わないですと。しかし、この場合においては、問題の採点だとか集計だとかは設置者の管理責任でやってください、お金は各自治体で賄ってくださいと。そしてさらに、希望参加した場合についても、全国の集計には入れませんよと、こういう通知がございました。

その考え方ではありますが、まず第1点は、他の県と比べて埼玉県の決定的な違いというのは、埼玉県って新聞報道にもありましたけれども、全国から比べてうんと参加希望が少なかったのです。それに大きな理由が1点あります。それは、埼玉県独自で埼玉県小中学校学習状況調査をやってきたという、これが大きな点であります。それから、3つの達成目標で、基礎的、基本的な学力の調査もしてきましたし、それから2点目は、全国学力状況調査が4月20日で26日が県の学習状況調査、これ丸1日ずつつぶします。そういう日程上の無理ということ。それから、問題を取り寄せてやっても、学校の教員が採点したり集計したり、非常に時間的な負担もかかる、教員の負担軽減とか、さらに採点あるいは分析に係る予算的な措置がないということ。それらを踏まえて、埼玉県の独自の学習状況調査で十分であるという考えで、参加希望はしないという結論になりました。学習状況については以上で

す。

次、大きな3点目、本県の道徳教育についてですが、その内容、時間ですが、学習指導要領に基づきましてどんな道徳をしているかと、大きな4項目がございます。1つは自分自身に関する事、2つ目は他の人とのかかわりに関する事、3つ目は自然や崇高なものとのかかわりに関する事、4つ目は社会や集団とのかかわりに関する事、これらの内容を子供たちの発達段階に応じて、それぞれの学年で学んでいくと。道徳というのは1週間に1時間、これを道徳の時間と言っています。それから、道徳の時間だけではなくて、学校の教育活動全般にわたって道徳教育を行うのだと、こういうことで進めております。

特に新しい学習指導要領は、次の点を重点にしていくと述べられております。ちょっと申し上げさせていただきます。小学校の低学年は、特にあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上の決まり、善悪の判断、人間としてしてはならないこと。中学年、小学校の3、4年生は、集団や社会の決まりを守ると、それから身近な人との協力。高学年にいきますと、法や決まりの意義とか、社会の一員としての自覚とか、中学校にいきますと、さらに国際社会に生きる日本人としての自覚とか、こういうような内容を中心にしていきます。

2番目の時間については、これは学校教育法の施行規則で標準時間で決まっています、道徳は年間35時間、週1時間という道徳1時間、それか

ら各学校の教育活動全般を通してということでもあります。

2点目の道徳が正式教科として位置づけられていないが、今回の県で配布された道徳資料をどう活用するかと。正式教科、学校で学ぶ教育課程を大きく2つに位置づけて、教科、領域というのです。これらすべて教科、領域は、法で何時間やるのですよと決まっている。教科というのは、国語、算数、社会、理科、音楽、美術、図工だと、領域というのは4つあるのです。道徳というのは領域なのです。特別活動とか、総合学習の時間とか、今度は小学校の外国語活動、これらは教科ではないけれども、領域としてきちんと位置づけられているということです。

県から道徳の資料としてすばらしいものが、ちょうど先週届いたのですけれども、小学校の低学年用と中学年、高学年、中学校と、さらに高校もあるのですけれども、これらを活用して、これは埼玉県独自の道徳資料集が初めて発行されて、各子供の分、印刷、配布されて、各教室に整備されました。この活用をどう図っていくかということにつきましては、3点ほど考えているのです。1つは、まず道徳の今申し上げた時間で活用しましょうということが1点です。2点目は、朝の読書だとか休み時間に、これは物語風になっていますので、それを活用して学習効果を上げると。3点目は、休みの日とか夏休み、冬休み等に家へ子供が持って帰って、お父さん、お母さんと一緒に読んでみるとか、そういうことで活用させていただければと、こう考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 お答えいたします。柳議員には身に余るお言葉をいただきまして、ありがとうございます。私は、水道行政についての1と2にお答えいたします。

まず、(1)の緊急遮断弁の設置と貯留施設を避難場所に設置するということであったが、進捗状況はどうなっているかということですが、この質問につきましては、平成17年の12月の定例会で行われております。当時の課長の答弁は、緊急遮断弁と貯留施設の整備を計画しておりますということでありました。このうち緊急遮断弁につきましては、国庫補助を受けながら平成18年度に整備をしております。第2配水池、旧水道庁舎のところ、それと吉田の第3配水池の2カ所でございます。おかげさまで現在のところこの遮断弁が作動したということはありません。貯留施設の整備につきましては、現段階まで整備をされておられません。

非常用水の確保という点では、災害の発生時から3日間については1人1日3リットル、災害発生から10日は1人1日20リットルの水が必要とされています。人口が2万人とすると、最初の3日間に必要な水は180トンとなります。その後、7日間につきましては2,800トン、災害発生から10日では合計2,980トンということになりますが、計算上では2つの配水タンクで賄えるということになります。このため現在は、貯留施設についてはつくってお

りませんけれども、貯留施設につきましては地域防災計画の一環として考えるべき問題で、財源については一般会計等でも負担をするのが望ましいというふうに考えます。しかしながら、貯留施設の設置には高額な費用が必要でありますので、現段階では簡単に設置はできないかなど、このように考えております。

続きまして、(2)なのですけれども、検針委託料の件なのですけれども、経緯をちょっと申し上げますけれども、委託料の額につきましては、平成6年度の下水道事業の開始時については1軒800円ということでしたけれども、平成15年度に400円に減額をいたしました。その後、下水道事業で公的資金保証金免除繰り上げ償還に係る公営企業経営健全化計画というこの関係で、この委託料を200円、消費税を含めて210円になりますけれども、このように減額をして現在に至っているということでございます。

そして、柳さんも委託料をゼロにしたらどうかということですが、お褒めの言葉をいただきながらちょっと申し上げにくいのですけれども、今の段階では私は200円を下回るということは、ちょっと難しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) それでは、1問ずつ再質問させていただきます。

まず、虐待の件ですけれども、いろいろご説明の中ではちゃんとした制

度というか、システムができておるようなのですけれども、そういった中でも新聞報道なんかでもそんなのですけれども、やはりそういった公共の施設というか、公共の機関だけではなかなか把握できないという面があると思うのです。やっぱり一番よくわかるのは、近くの住民とか、そういう方たちだと思うのです。そういう方たちがいち早く見つけて、そしてしかるべきところへ通報する、そういうことによって命が助かるというようなケースになるのかと思うのですけれども、しかしながら住民がわかったという時点でもなかなかどこへ通報したらいいのかどうか、あるいは通報しないでそのままにしまったほうがいいのかと迷うところだと思うのですけれども、必ず通報してくださいというような、住民にそういったことを徹底する必要があるかなと思うのですけれども、そういう一つの啓蒙の仕方、住民に対してそういう通報のシステムというか、そういう啓蒙の仕方をどのように行っているのかお尋ねいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 確かにそのとおりでございまして、先ほど申し上げましたように、各学校だとか保育園だとか、そういったことだけでは足りないわけでございます。特に住民からの通報というのも大事なことかというふうに考えております。先日の新聞報道等によりましても、やはり記事等を読みますと、住民の方があの家の外で音だとかしていたけれども、

それは虐待ではなくてしつけの一環ではなかったのかとか、あるいは今お話がありましたようにどこへ通報したらいいのかと、そんなような記事も目にしているところがございます。

そういった中で、児童虐待防止法というのがあるわけですがけれども、この中にはいわゆる虐待を受けたと思われる児童を見かけたとき等については、通報しなければならないという法律的な規定もあるわけでございますけれども、なかなかやはり住民の立場からすると、しづらい部分というのはあろうかなというふうに思っております。

そういった中で、今お話の啓蒙、徹底、住民へのそういったということでございますけれども、これも一つ的手段としては広報というのもあるのですけれども、内容が内容ですので、なかなかやはりこの辺については広報というわけにもいかないのかなというふうなこともあるわけでございます。

そういった中で、どういうことがとれるかなというふうに考えるわけですがけれども、ご承知のように、各地域では民生児童委員さんが地元のために各地域でご協力をいただいております。そして、地域の状況も一番よく把握しているのがやはり民生児童委員さんかなというふうに思っております。そういった中では、1つの方法としては、民生児童委員さんにちょっとご協力をいただいて、そういった啓蒙的なことも含めて、ちょっと周知的なこともしていただくというのも一つの方法かなというふうに、こちらとしては考えております。ですので、内容等も検討しながら、そういった会議等の機会をとらえて、1つ

には協力依頼とか、そういったこともできればいいかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 周知の方法として広報は難しいだろうというのは、私も確かにそう思うのですけれども、しかしながら、例えば今はとにかく新聞等を見ると非常に虐待の記事が多いですね。そういう中で、住民は必ず関心を持っておると思うのです。そういう点からしても、これは虐待を見たら、あるいは虐待を感じたら110番ではないですけれども何番というような、そういう方法でのお知らせは別に特に難しいということはないと思うのですけれども、ですからそういうことをぜひ検討していただきたいと思います。

民生委員の話もあったのですけれども、私は立場上、民生委員の方がどなたかというのはすぐわかるのですけれども、一般の方というのはなかなか民生委員を知らない方が多いと思うのですよね。そういう点も含めて、広報での周知徹底を図ったらどうかなというふうに私は思うのですけれども、検討してみてください。答弁は結構です。

そして、先ほど言ったように、非常にこのところ虐待が多いようだけれども、しからは本町では過去においてそういった虐待があったのかどうか、お尋ねいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 先ほどもちょっと申し上げたのですが、けれども、20年度に1回、21年度に1回ということで、個別のケース検討会議というのを開かせていただきました。その内容について若干触れさせていただければというふうに思うのですけれども、20年度のものについては学校からの通報でございまして、首にちょっとあざがあるというふうなことで、そういったことでケース会議のほうを開催させていただきました。家庭訪問等もしながら、経過観察をしていったわけですが、そういったところで注意していると、そういうふうな状況が1点ございました。

それから、21年度のケースは、ネグレクト的なということがいいかなというふうには思うのですけれども、やはり母子家庭でございまして、お母さんがちょっと病気でネグレクト的なものもあるのですけれども、たまたまそのときは入院をして、家のほうが子供だけになってしまったと、そういったケースでちょっと開催をさせていただきました。結果的には、町内の身内の方が入院中面倒を見ていただいている部分もありまして、このときは民生委員さんとも連絡をとりながら、家庭訪問等もしていただきながら対応したのですけれども、現在はそれも注意しているというような状況でして、そういった2件のことがあります。

それから、21年度の相談、ケース会議まではいかないわけですが、相談関係ぐらいで止まっている部分というのが、21年度で虐待で2件、

その他で1件というような状況をこちらとしては把握している状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 当初、述べたように、江戸川の事件、本人からの警鐘があったというような報道をされていまして。2つばかりあったというお話なのですね。1つには、数日間学校を休んだときに、担任が家庭訪問をしたのですね。そのときに顔が非常にはれていたと、明らかに暴行を受けているのではないかというような、そういうことがわかったということ。もう一点は、歯医者さんが診察したときに、虐待と思われるような傷があったということ、そして家庭センターのほうにすぐ通報したのですね。しかし、その動きが各公共施設とも悪かったということで、4～5日前ですか、テレビでも報道されていましたが、そういうことに対しての対応が甘かったと、申しわけありませんというようなそんな謝罪の言葉もありましたけれども、結果的には行政が責められるわけですね。

これも3月初めの新聞なのですけれども、「児童虐待やまぬ悲劇」というような見出しで、「動かぬ行政」なんていう見出しが出ているのですけれども、ぜひそんなことのないように、ちゃんとした本町ではシステムができていますから、それを効率よく使って、虐待のないようにお願いしたいと思います。そういったことを希望して、次の質問に移ります。

学力テストの問題ですけれども、3項目ばかりあるのですけれども、関連があるので一括して質問しますけれども、効果対費用の問題は教育長がおっしゃるとおりで、私も同感であります。そして、(2)については、公表はいかぬということだということで、あえて聞いてもせんないかなと、そういうふうに感じます。

3の件ですけれども、これも余り公表はしていないのかもしれないのですけれども、新聞にやっぱりよりますと、全国で抽出校と参加希望と合わせての実施校、これ73%とあったのですね。かなり高いなというふうな気がしたのですけれども、平均すると抽出校は32%というお話も聞くのですけれども、ぜひ自主的に参加したいというのが73%というお話も聞いております。そういう状況の中で、埼玉県としてはどのくらい自主的に参加されているのかどうか、抽出校と合わせて何%かお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 新聞報道は、抽出校と抽出にならなかった学校で希望するパーセンテージが全国都道府県のが発表になりまして、埼玉県は43.6%というふうなかなり希望が少なかった。全国平均が73%と。これには、県のほうの分析では、幾つか例を挙げている理由が、1つは先ほど申し上げました埼玉県独自でやっているという点。それから都道府県によっては100%というのもありました、抽出以外で。それは、先ほど言った希望すれば実施問題が送られるけれども、分析費用等に係るお金は設置者の管理

責任で費用を賄ってくださいという部分を、県によって独自の調査をしていないものですから、県が市町村にお金を支援していると、あるいは市町村独自で予算化してと、こういうことで上がっているというのも事実だと思います。

埼玉県内でいきますと、政令市を除きまして69市町村で46市町村が参加希望しないと、市町村の教育委員会数では。抽出に漏れた学校で希望参加するというのは2.5%なのですね。そういう埼玉県独自の事情があると、こういう結果でございます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 今の答弁ですと43.6%という数字は非常に全国に対して低いように感じるのですが、答弁の中にもありましたけれども、そのかわりという形なのですか、埼玉県独自の先ほどの答弁では小中学校学習状況調査と言いましたか、そういった答弁があったのですけれども、これは具体的にはどのような内容なのか教えていただければと思います。

また、国が学力調査しなさいというふうな、そういったことも指示が来てはいるわけですが、国に参加しなくても県の調査で、先ほど言った調査で学力の把握やあるいは学力向上の指導の改善にそういったことが生かされるのかどうか、その点についてお聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お尋ねの1点目は、埼玉県独自の小中学校学習状況

調査はどんな内容なのかというお尋ねですが、これは6年間になります、実績として。対象の学年は小学校の5年生と中学校2年生で、特徴的なのは対象の教科は、全国学力調査は国語と算数なのですが、埼玉県はこれまで小学校は国語、算数、社会、理科、この4教科をやってきたと。それから、中学校については、国語、数学、社会、理科、英語と、こういう教科がございます。これについては、悉皆調査であります。

さらに、全国学力調査がこういう結果になったので、さらにこれを充実しようということで、結果の取り扱いについては全国学力調査と同じような、全く同じ調査の取り扱いに今年から改めると。それはどういうことかという、県で行った結果については、市町村教育委員会は市町村教育委員会全体の結果と、それから学校ごとの結果が来ると。それから、各学校にはその学校独自の結果と、一人一人の子供の結果が来る。それから、さらに一人一人の子供には、子供を通して家庭に結果が行くと。これは全国学力調査と全く同じシステムであります。相当県もお金を使ったのだらうと思いますけれども、そういう意味では十分大丈夫かなと。

お尋ねの心配はないかと、こういう全国に参加しなくて県の調査だけで学力の状況の把握や改善は大丈夫かというお尋ねでありますけれども、ただいま申しあげましたように、全国学力状況調査と同じような調査でやると、しかも4教科、5教科やると。さらに、5年生と2年生というのは、その結果が小学校の次の6年生に生かせるということ、それから中学校の2年生の調

査は3年生に生かせるという継続性ということも踏まえて。

さらには、全国調査をやったら全国レベルの中で嵐山町はどうか云々ということですが、埼玉県は全国有数の児童生徒数の多いところ。母数が多いわけです。その結果で町の位置づけだとか、課題だとかが見つけやすいと、十分大丈夫だと思います。

いずれにしても、結果はどうあれ、結果を踏まえて、町としては課題をしっかりと立てて、町として今までもやってきた学力向上推進委員会で分析して、学校と協力しながら授業改善に努めていきたいと、こう考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) この問題の質問の最後になりますけれども、今も答えがありましたけれども、学力、過去の2回か3回のたしか実績で、やはり新聞によりますと、青森県とか福井県が高いというような、連続して1位だというようなそんな報道もありましたけれども、教育長として子供たちの学力の向上を図るために、嵐山町の教育をどのように進めていくのか、教育長としての考え方、あるいは決意をお伺いいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 まず、学力調査ですが、これまでの結果云々、あの県が高い、低いとありましたけれども、私は校長会等でも、今までやっ

てきた全国学力調査、国語と算数、数学をやってきましたけれども、この結果というのはあくまでも限られた教科、限られた問題の結果であると、一喜一憂するものではないと、しっかり基本を見据えて頑張りましょうということやってまいりました。

今後町の教育の進め方、学力についてですが、まず学力とは何ぞやというところから再三校長会等でも意思疎通を図っているのは、学力を構成する要素には3つあると。1つは基礎的、基本的知識、理解なのだと、2つ目はそれらを活用した問題解決するための思考力、判断力、表現力だと、3つ目は何ととっても大事な学習意欲、学習習慣だと。そう考えてみますと、今までもそうでしたけれども、これからも町の学力向上を進めるためのあり方としては、1点目は子供たち一人一人の可能性を發揮できるような授業を創造しましょうということです。

そのためには、よい教材を用意したりとか、評価をしてだとか、一人一人の子供を認め励ますという、そういう授業をしましょうというのが1点目です。2点目については、一人一人の子供たちの学習状況を個別にきちんと見定めて、課題をしっかり踏まえて、理解の程度に応じた、そして子供たちが興味、関心が高まるような授業を工夫しましょうというのが2点目です。そのためには、指導方法を創意工夫しましょうと。すなわち、いろいろな体験活動を取り入れたりとか、実験や観察だとか多様な学習活動をするということ。

2つ目は指導方法、要するに理解の程度に応じた習熟度学習をしようと

か、チームティーチングしましょうとか、個別指導しましょうとか、そういう指導方法も工夫していくような授業を工夫しましょうと。

3点目は評価の工夫と改善、常に評価をして、課題を明らかにして、一人一人の先生が授業改善のための課題をセッティングして、研修に励んで、そしてその結果を日々の授業に生かすように頑張りましょうという点が4点目。

最後には、何ととっても学習意欲だとか学習習慣の定着です。これは学校と家庭、特に家庭の役割であります。全国学力調査も、埼玉県の学力調査も、学力だけではなくて生活状況の調査もするのです。そのときに、生活習慣がきちんとしている子供たちの割合が高い、その子供たちは学力も高いですよという相関関係ができています。したがって、学習意欲とか学習習慣の確立というのは、家庭生活での基本的な生活習慣、これは保護者との連携をしていく。大きな4点か5点申し上げましたけれども、これを基盤にして、今後の町の教育を進めていきたいと考えております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 次の質問に移ります。道徳教育についての質問ですけれども、先ほど、私は新聞をそのまま信じておって、4月配布というようなそういうふうに書いてありましたものですから、そのまま述べたのですけれども、先ほどの答弁の中ではもう既に配布されているのだよというようなことをお聞きしました。現物も見せていただいたのですけれども、これは教

育長が県の教育長会の会長だから来たわけではないのですよね。いずれにしても、その内容についてどんなようなものか、概略でも結構ですから、お聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 これは、配布といっても学校はまだなのです。教育委員会どまりなのです。ダンボールに入っております。

これの特徴というか、どんな内容かという、4点ほど申し上げますと、1つは埼玉の偉人、これに関する教材が盛られている。要するに偉人の生き方に学ぶという観点ですね。渋沢栄一であるとか、塙保己一であるとか、荻野吟子であるとか、そういう人の生き方を学ぶ教材とか。

2点目は、埼玉の伝統文化、これを取り上げていること。要するに郷土に関する教材が盛り込まれている。川口の鋳物であるとか、川越の菓子屋横丁であるとか、加須のこいのぼりであるとか、そういうものを取り上げています。

3点目は、3つの達成目標とよく申し上げますけれども、埼玉県独自で取り組んでいる規律態度のところの目標に沿った内容が入れてある。あいさつをするとか、靴のかかとをそろえるとか、丁寧な言葉遣い。

4点目が、現在、今抱えている埼玉の子供たちの課題、これに対応した教材が入れてある。例えば議員さんおっしゃった規範意識のことだとか、命

の大切さとか、インターネット等の被害云々の情報モラルのことだとか、公共マナーのこととか、それが取り入れてあると。

今のことを申し上げますと、総じて今度の資料の特徴というのは、郷土への誇りと夢を持ってたくましい子供を育てるのだということが1つと、それから規律だとか規範意識、人のきずな、こういったものが特徴かなと。3点目は、自分で考えて行動する、道徳的な理解とか道徳的な意欲と。そこではなくて一歩踏み出して、道徳的な行動、あいさつをすることはいいのだとか、電車でお年寄りに席を譲るといふこと、ああ、いいのだではなくて、それが行動できるような、そういうような内容で盛り込まれているのかなと。総じてこの教材の特徴は、そういう特徴を踏まえて、生きる力とか、人間力とか、社会力といったようなのがつけられるのかなというように気がいたしております。後でゆっくりごらんいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 私も当初持ち上げて、また教育長が今答弁されていましたがけれども、時々私も遭遇するのですけれども、今の子供たちの現状を見るとき、もちろんすべての子供ではありませんけれども、余りにも規範意識、そういった欠如を感じるわけなのですけれども、そうした憂うべき状況に対してこれからの本町の道徳教育、今もお話がありましたけれども、どのように進めているのか、教育長として進めていくのかその見解をお尋ねいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 これからの道徳教育ですけれども、道徳というのは先ほど領域と申し上げましたけれども、道徳という免許状はないのですよ。中学校にあっては理科の教員の免許状というのがあります。体育の教員の免許もある。だけれども、道徳という免許状はないのですよ。だから、どの先生も教えなきゃいけないということです。そうなりますと、1点目は学校の教員全体で道徳の課題を見つけて、指導体制をきちんと確立するということです。全員がです。免許状がないということは、そういうことでありますね。

それから、2点目は、道徳の時間も教えるだけではなくて、子供たちのいろんな考え方を導き出す創意工夫ある指導の実践といいますか、そのためには魅力ある教材を使って子供たちに訴えかける授業、こういった副読本を使うことも大事です。それから、児童虐待等の新聞記事があったら、学年の発達段階で命の尊さを教えるそういう新聞記事を活用して道徳を進めることも大事ですし、子供たちの書いた作文を利用して進めることも大事です。子供たちの日ごろの悩みのアンケートをとって、それを題材にしてすることも大事。要は、子供が参加できるような道徳の授業を展開してもらいたいなど。

3つ目は、道徳観を豊かにするためには、やはり具体的な体験活動が必要だと。嵐山町でも、いろいろな、車いす体験だとか、社会福祉協議会にお世話になってアイマスクの体験とか、障害者の方々の施設へ行ってお世話

させていただいたりとか、そういう体験活動を通した道徳観を養うと、これが3点目であります。

もう一つは、よく申し上げます、道徳は全教育活動を通してやるのだという事です。道徳的なものは道徳の時間だけではなくて、例えば理科の勉強ではいろいろな生き物を扱う、命の尊さも学ぶ、自然の観察もある、そこで自然の崇高さも学ぶとか、社会科でも同じように公共の精神とか、社会的な責任というのが出てきます。そういう要するに学校の全部の教育活動を通して学んでいくと。

最後は、これは何ととっても、先ほどの学力と同じですけれども、家庭や地域との連携であります。議員さんおっしゃった規範意識なんていうものは生まれたそのときから、やっぱりしつけという名の教育が始まってくるのだらうと。子供の道徳観とか心の教育というのは、もう生まれてからすぐ始まると。子供にとって生まれて初めて人生の生き方云々、生まれて初めて出会う先生は親なのです。子供が初めて通う学校は家庭なのですよね、と私は思う。子供はやっぱり夫婦の会話をじっと聞いているのですね、小さいなりに。親の生き方をじっと見ているのですね。そういう意味では、やっぱり教育の原点は家庭にありで、親は教育に対して第一義的責任を負うと、その中で行政として何かお助けできるところ、支援できるところ、そういう意味での連携を図って、心の教育、道徳を進めていきたいなと、こう考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 最初の質問で虐待の問題もしたのですけれども、私は何か戦後の教育のあり方、先ほどの家庭のしつけも含めて、何か間違っていたように思えるのです。戦後余りにも個人の権利、そういった権利の主張を履き違えて、それを優先した教育が先ほどの虐待のような、あるいはそういった問題を引き起こしているように思えてならないわけなのですけれども、幸い3年ほど前に60年ぶりですか、教育基本法が改正されまして、今までの個人の尊厳を重んずることはもちろんなのですが、今度は公共の精神の尊重や、あるいは伝統文化の継承等、教育法の中にうたっております。

このところゆがんだ60年といいますか、そういったことをもとに戻すには、恐らくまた今後さらに60年かかるのではないかなというような感じもするわけですが、今教育長の見解等を伺いました。そうしたことを嵐山町、本町としても引き継いでいただいて、住みよい非常によりよい嵐山になることを希望しまして、次の質問に移らせていただきます。

水道の問題なのですけれども、遮断弁のほうは既に20年ですか、でき上がっているというお話でした。安心はしておるのですけれども、貯留槽のほうですか、貯留施設はつくらないというような、財政面もあるというようなお話なのですけれども、お話のように、これ3日分の水の確保というのは最低限必要だと思われませんが、遮断弁のタンクで間に合うというような考え方の

ようなのですけれども、私は詳しいことはわからないのですけれども、タンクがあってもそれを引き出すような、例えばタンクから引いてあるパイプが壊れると、幾らタンクがあっても出せないわけですよ。そういうことに対しての対応というのは、できているのかどうかお聞きいたします。

○藤野幹男議長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 お答えいたします。

タンクからののは、これが大きな地震が発生した場合に、緊急遮断弁が止まって、その後は貯留をされている水は、水道また400ミリリットルの配管があるのですけれども、そのこのところを通して水道から水が出るように、それをポリタンク等に分けて、それからいろんなところに給水をすると、こういう段取りになるかと思うのですが。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) わかりました。

たしか、私は、その前でしたか、このときだかどうかはちょっと記憶がないのですけれども、今はほとんど上水道を引かれていますけれども、その前に特に七郷地区、田舎のほう、田舎と言ったら怒られしまうかな、自家水が、たしか井戸をかなり持っていると思うのです。もちろん菅谷地区でもあると思うのですけれども。緊急時にはぜひそういったものを利用させていただいたらどうですか、そういうシステムができていますかというような質問をしたの

ですけれども、そのときの答弁では、たしか平成7年の例の阪神・淡路大震災、その後そういうふうなリストアップして、ちゃんとした台帳ができています。ですから、それを利用させていただきますというような、そんなお話、答弁があったのですけれども、先ほど言ったように14年の質問であったと思うのですけれども、あれからまた7年がたっているので、その辺についてちゃんとフォローがされているのかどうかお尋ねいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 井戸の調査でございますけれども、議員さん今おっしゃられたように、阪神・淡路大震災後の平成7年の5月に、区長さんをお願いをしてアンケート調査をさせていただきます。アンケートの内容は、災害時にあなたの家の井戸を提供していただけますか、現在の井戸は飲料水として利用していますか等についてお尋ねをし、その結果がまとめられております。全部で616井戸がございまして、そのうちの85%、524の井戸が災害時には提供していただけるというふうなご回答をいただいております。ただ、この当時と現在とでは15年余りたつのでしょうか、15年近く、その後のフォローというのはされておられませんで、これも今後の課題だというふうに考えております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 課題は課題なのですけれども、今後いわゆるフォロ

—していくのかどうか、課題でそのまま終わってしまうのかどうかお尋ねいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 平成20年の3月に町で策定をいたしました嵐山町地域防災計画、この中で災害時にはいろんな形で給水を確保するというふうなことがうたわれておりまして、その中に今お尋ねの井戸についても含まれているということでございます。この計画に沿って、町はこれから進めていきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) わかりました。いずれにしても、災害時に特に水は命の源ですから、支障のないような対策をそれぞれお願いいたします。

続いての質問に移ります。上水道への委託料なのですが、ゼロにはできないというお話でしたけれども、考えてみると検針というのは下水道があってもなくてもこれは検針には来るのですよね。ですから、それを恐らくパソコンか何かのシステムで、数字だけ入れれば自動的に下水道のほうの料金が出てくるというような、そういうシステムになっていると思うのです。とすれば、これは下水道にそれを委託したからといって、コストは全然かからないわけなのですよね。

ですから、先ほど言ったように、非常に一般会計も苦しいところでありま

すし、片や上水道のほうは内部留保もあります。そういう点から考えても、これは無料化ができるのではないかなと思うのですけれども、これは町全体のことなので、町長のほうにお願いいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お尋ねにお答えをさせていただきます。

水道会計、検針の委託料、これについては議員さんは早い段階からご指摘いただきまして、行財政改革に先ほど言ったような大きな貢献といえますか、成果が出ております。そういうご指摘をいただきまして感謝しているわけですが、それで今はもうやってもやらなくても、片方をやればわかってしまうのではないかということなのですが、事業ですので、下水道は下水道の数値を確認しないといけないわけですし、全部これ水道がやっているよというのだと、これはなかなか通る話ではないと思ひまして、それとまた周りのこういう状況等を見ましても、かなり最低限のところまで来ているのかなというふうに思うのです。ですので、ご趣旨というのはよくわかりますので、これからも周り等も見ながら、800円から下げたこの状況をどこまでこれから先できるかということも研究をしながら、できる範囲内で努力をしていきたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) おっしゃるとおりだと思うのですけれども、無料化は

無理にしても、例えば200円を100円にするとか、そういう軽減策をひとつ前向きに検討していただいて、以上で質問を終わります。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 2時37分

---

再 開 午後 2時52分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日3番目の一般質問は、第4番議員、長島邦夫議員。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番(長島邦夫議員) 4番議員の長島邦夫でございます。議長の許可が出ましたので、通告書に基づきまして一般質問を行います。

私の質問は、大きく分けて今回は2問でございます。それでは、順次質問しますので、ご答弁のほどをよろしくお願いいたします。

最初に、企業誘致の対策についてお伺いをいたします。埼玉県は、知事が先頭になって率先的に企業誘致を進めている中、町でも企業支援課の設置で既存企業の支援、そして新規事業所誘致に努力をしているのも十分理

解しております。これは、前回にも一般質問しましたが、我が町の税収に寄与するもので、大きく評価するところでもございます。しかし、近隣市町村でも同様の努力をして、まさに競争の自己アピール、優遇施策で誘致を進めています。町でも町数カ所を誘致箇所として定め推進しているものの、鎌形大ケ谷区地区は誘致の歴史も本当に、平成2年からということですから非常に深いのですが、隣接する玉川の工業団地には、玉川の工業団地はもっと歴史が深いのですが、多くの大小の企業を誘致し、稼動していることに対して、当町の誘致には進展がないというところを今回はちょっと質問したいところでございます。

大ケ谷地区の誘致の関係についてお伺いをしたいというふうに思います。それで、細かく分けて3点ほど質問しますが、この景気低迷期に誘致は非常に厳しいというふうに思いますが、現在の対策、進捗をお伺いをしたいというふうに思います。

2問目としまして、進出企業にとり、より条件のよいところ、優遇策のあるところと考えるのは、ごく当然なことでございます。町での個々の進出希望企業の条件を聞き入れる考え方、優遇施策等の考えもあるのかお伺いをしたいというふうに思います。

3番目としまして、大ケ谷は現在工業系として平成2年のころから始まっております。一時期、町そして某建設会社が企業誘致開発計画があったことや、担い手問題もあり、この地の山林、畑、田んぼは現在荒廃した状況に

なっております。現状から見ると非常に起伏に富み、自然の豊かなところでございます。町の土地有効利用の大前提があるとするならば、この地の自然を生かして、大規模な土砂の搬入や造成が少ないと思われる観光農業系、そして福祉関係の施設も考えてもいいのではないかなというふうに思うところで、その考えについてお伺いをいたします。

大きい2番ですが、自主防災組織についてお伺いいたします。自主防災組織とは、万が一の災害のときに公的機関による公助はもちろんであります。が、「自分たちの地域は自分たちで守る」の地域、近隣の共助、自助の精神で成り立つ組織であるというふうに思っております。

災害対策基本法、防災基本計画では、自主防災組織の育成、充実、整備、環境整備、リーダーの育成などを市町村長に求めて、それにあわせて各市町村の防災の担当者が主に自治会、町内会に呼びかけ、組織化を推進しているのが現状だというふうに思います。今は全国的に組織率は随分上がり、住民の防災意識、防災の知識は格段に向上しつつありますが、いざ組織づくりだけで一段落ではなく、万が一の災害時、自助、共助の行動ができない可能性があるというふうに心配をしております。

いわゆる自主防災組織とは、本来地域住民の自発的な防災組織であるのが一番でありまして、最初にも申し上げましたが、我が公とも協働の体制のもと、自分たちの地域は自分たちで守ると、そういう行動ができることが基本であるかなというふうに思うわけです。そのことに全体に対して、(1)番と

して、地域組織がよりよく機能するための住民啓発の推進についてお伺いをいたします。

2番目としまして、設置されました各地区の自主防災倉庫には、多くの器具が設置される予定です。組織による定期訓練、機械器具の点検などに行政の指導の役割はどのように考えるか、お伺いをしたいと思います。

以上でございます。よろしく答弁のほどをお願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうから1番の問題についてお答え申し上げます。

先ほどお話の中に、玉川、現在、ときがわ町でございますけれども、そこのお話が若干ございました。これについては、議員さんご案内のとおり、やっぱり線引きの問題、いわゆる未線引きのところと線引きがされているというような状況があったというのをぜひご理解をしておいていただきたいなと、まず思います。

そういう中でお尋ねの大ヶ谷地区でございますけれども、全体では面積的に約10.1ヘクタールほどございます。そして、ときがわ町さんで営業しておりますアイコーさんという会社が、そのうちの2.1ヘクタールほどについては既に開発を終わっております。そして、アイコーさんの希望とすれば、嵐山カントリーさんに接している道のところまでいずれ拡張したいというお話も

ございます。ここの面積が約1.5ヘクタールでございます。そして、議員さんご案内のように某学園がグラウンドの計画をするというふうなことでございまして、この面積が約2.5ヘクタール、そしてときがわ町で工場をやっております特殊金属さんという会社があるのですけれども、ここが約0.5ヘクタールぐらい持っているということで、残る面積というのが3カ所ほどに分かれていますと、0.8ヘクタール、1.7ヘクタール、0.8ヘクタールと、こんな状況が残っているところというのが今現在の状況でございます。

したがって、来年度は第5次の総合振興計画の見直しを新たに設定をするわけですが、そういう中でこの土地利用を今後どう考えていくかという問題もございますので、先ほど申しあげましたアイコーさんには、先ほど申しあげました拡張希望について今どう考えているのかというものをもう一度確認をする必要があるのかなというふうに思っております。

したがって、先ほど申しあげましたように、なかなか一体的にまとまって工場誘致というのは難しいエリアになってきているのかなというふうに、現実的には考えております。ここの嵐山のこういう場所に、工業系の土地利用ができるところがございまして、簡単なパンフレットですが、そういうものは企業支援課のほうに用意をして、仮にどこかの開発業者さんが見えになったときは、そういうものも渡しております。したがって、現状とか進捗については今申しあげたとおりでございます。

そして、(2)のところでございますけれども、これは町長の施政方針にも

ありましたように、雇用の確保というのは町に課せられたかなり重要な課題だということで、先ほど議員さんもお話がありましたように、何力所かの場所ではできるだけ早く優秀な企業に来ていただくという努力が求められているというのは、周知の事実であるのかなというふうに思っています。

また一方、企業誘致合戦といいますか、というものが実際に行われるのではないかなというふうに思っています。それには、進出企業の希望を聞くとかいうものも当然やっていかなければいけないのかなというふうにも考えておりますし、企業誘致するための誘致の条例ですか、これも今総務経済常任委員会でもご審議をしていただいております、この間の中間報告にもございました。したがって、それらの一定の方向が出れば、それを受けて町としてもできるだけ早く企業誘致条例を新たに設定をしていきたいなというふうに考えております。

そして、3のところにあるものでございますけれども、大規模な土砂の搬入を控える造成というのは、町も望んでいるところでございます。したがって、ここのところをどうしていくかというのは、今具体的な観光農業系とか福祉関係施設というお話がございました。福祉関係施設については、今都市計画法の規制があって、ここの場所ではできません。したがって、残されるのは観光農業系というふうなことでございます。これも現在の土地利用構想上は工業系ということになっておりますので、先ほどちょっと申し上げましたアイコーさんの意向だとかいうものを確認する中で、第5次の中でこの場所をど

う位置づけをしていくのかという中で、仮にここのところは農業系ならいけるのではないかだとかいうようなことがあれば、土地利用構想図そのものをやっぱり見直していかざるを得ないのかなというふうに思っております。今のところ、ここをどうしたらいいかというのは今後の課題かなと思っております。

先ほど平成2年のころからの企業のお話がありました。私どももそのころから携わっておりますので、この状況というのはそれなりに承知しております。当時の一番のネックというのは、やっぱり保安林の解除ができなかったというのが最大のネックでございました。ご案内のように10.1ヘクタールのちょうど真ん中のところに町が持っている保安林等がございまして、これのいわゆる解除というのですか、これが当時はなかなか難しかったというのが一番の最大の課題かなというふうに思っております。ただ、その後情勢が変わって、アイコーさんが開発するときには、県のご理解をいただきながら保安林の解除ができたということによって、アイコーさんの開発ができたというふうなことも事実でございます。

したがって、今後ここについては、第5次の総合振興計画の中でいろんな諸条件を考えた上に、どう土地利用していったらいいかというのを再度考えていく必要があるのかなというふうに思っております。ただ、町のいわゆる企業誘致をする場所というのは、ここも含めて限定をされておりますので、そういう意味では面積はそんなに広くないけれども、一つの可能性のある場所であるのかなというふうに基本的には考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、自主防災組織についてお答えをさせていただきます。

嵐山町の自主防災組織の組織率でございますけれども、昨年の4月1日現在で22.3%、県内で下から3番目という状況にございました。おかげさまで今月末までに11の自主防災組織が設立総会を開催し、100%になる予定でございます。お骨折りをいただきました区長さん、地域の皆様に厚くお礼を申し上げます。

自主防災組織は、議員さんご案内いただきましたように、一朝有事の際には大きな役割を果たすことが期待をされておるわけでございます。そのほか平常時にも活動していただくわけございまして、実はこれが大変大事なわけでございます。議員さんからお尋ねいただきました住民啓発、定期訓練、機械器具の点検などがこれが平常時の活動ございまして、住民啓発につきましては、各自主防災組織が定めます防災計画におきまして、地域住民の方々の防災意識を高めるための普及啓発活動を進める計画になっております。

啓発の内容といたしましては、定めました防災計画を具体的にどうしていくのか、あるいは災害の知識の普及に関する事、避難経路、そして避難場所の確認に関する事等でございます。組織が設立をされまして、直ちに

防災に対する地域の皆様の関心が高まる、あるいは活動のレベルが一気に向上するということは大変難しいわけございまして、町といたしましては広報紙を使いまして防災上の留意事項、それから近くに先進地がございしますので、そういったところの視察、あるいは防災の専門家をお招きをしてセミナーを開催をすること、こういったことを一歩ずつ継続的に進めていきたいというふうに考えております。

次に、定期訓練、機械器具の点検でございますけれども、自主防災組織における訓練につきましては、やはり各組織の防災計画に定めてございまして、年1回以上実施をすることになっております。訓練には、情報の収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、給食給水訓練等が定められております。各防災組織が嵐山分署の指導のもとに、消防団あるいは自治消防組織と連携をいたしまして、訓練を実施をしていただくわけでございますけれども、町としてはしっかりご支援は申し上げたいというふうに考えております。

次に、機械器具の点検でございますけれども、これについても防災計画に定められてございまして、年に2回ないし3回実施していただければ大変ありがたいというふうに考えております。町といたしましては、軌道に乗るまで自主防災組織と一緒にございまして、この機械器具の点検にかかわってきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、企業誘致のほうの(1)番の現状と進捗についての答弁をいただきましたので、再質問といえますか、確認をしたいというふうに思うのですが、あそこのところは本当はときがわ町と鳩山と、そして嵐山と3つに分かれて、非常に複雑なところだというふうには私も思っています。

ただ、歴史が古いですから、そのところからどうなっているのかなということで、今回質問することになったわけですが、今アイコーさんが、私もこの間、山の上から見たのですが、非常に嵐山分でどこがときがわとの境がちよっとわからなくなっているものですから、どのくらいふえたかちよっと目ではわからなかったのですが、相当大きな資材置き場になっていました。ですから、このまま延長する考えがあれば、非常にいいことだなというふうには思います。今その確認というのは、以前のことなので、町にもこれからもう一度確認をするということですが、カントリーのほうの道路ということになると相当広い面積ですけれども、もう一度そこところは、ちよっと私も聞き流したものですから、お願いをしたいと思います。

それと、2番目の企業の優遇施策、個々の工場によって、大ケ谷だけではなくて、いろいろなところが今企業誘致の候補に挙がっています。その中で私が調べた限りでも、ときがわの玉川はもちろんでございますけれども、関越のとりあえずは嵐山のインターに近いところの関越のことで申し上げれ

ば、東松山にも企業誘致条例があります。それと、寄居にも同じく企業の誘致条例があります。それと、近場では、あそこの大ヶ谷の近くでは坂戸もありますし、毛呂山もあります。そして、ときがわ、鳩山と、みんなあるのです。これを見たときに、やはり前の町長の答弁の中でも、いろんな企業さんが町にも来ていると、だからさほど条例をつくるまでのことでもないのだよというふうな私は感じをとったのですが、やはりこれだけいろいろなところをつくっているとなると、やっぱり個々のことで済めばいいですけども、やっぱり大きく見て、先ほども誘致条例をもう考えているということでもありますから、それは結構なのですけれども、例えばホームページなんかである企業さんがどこへ出ようかなと思ったときに、結局埼玉ということであれば、埼玉の誘致局ですか、そこへ相談する、それで地区的にどこで誘致のあれを自治体がこういうところを募集していますよと、誘致条例もつくっていますよと、そういうところを紹介されれば、やっぱりその内容を見て、ではここに行って町のあれに聞いてみよう、市に行って聞いてみよう、そして誘致条例も確認してみようということになるわけで、やっぱりそこで何も無いよりはあったほうが当然いいわけで、そこでおっこちてしまうと、もうそこから先は他の町村に行っちゃうわけですから、できれば市町村と肩を並べてやったほうがいいのではないかなというふうに思います。誘致条例も考えているということですので、これについての答弁は必要はございません。

それと、3番目の、大きい質問のところを全部やっちゃいますから。

○藤野幹男議長 今、長島さんは1番のを全部まとめて、(1)(2)(3)を質問したと思うのですが。

○4番(長島邦夫議員) まだ、終わっていないのです。

○藤野幹男議長 違う。大きい1番の(1)番をやって、次に2番、順番にいつてください。

○4番(長島邦夫議員) わかりました。それでは、ちょっとよろしいでしょうか。

1番のアイコーさんのところだけ、先に質問。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

先ほど現地を見られたということで、以前とどこが違ったか、以前をご存じの方はよくわかるかと思うのですけれども、ときがわさんと嵐山のところに道があったわけなのです。それがかなり高い位置にあったということなのです。当初アイコーさんが開発するとき、いわゆる嵐山側の場所をつくるときに、ときがわのほうでやっている敷地と一体化を図るにはどうしたらいいかということで、その道の下にトンネルをつくって嵐山側のほうの利用をするというような最初計画だったわけです。ところが、当然それでは土地利用の使い勝手が悪いわけでごさいます、ときがわさんのご理解を得て、その道が廃止になったということなのです。したがって、いわゆるトンネルをつくと

いうのではなくて、泥をとって平らな敷地の土地の利用が格段に上がったというのが実情でございまして、先ほどちょっと境界の話もございましたけれども、そういう意味で今の形になっていると。

先ほど申し上げましたように、嵐山カントリーさんの道、鳩山の道に出るまで、会社とすれば何とか今後考えていきたいというのが、その当時ございました。社長さんみずから来てのお話でございました。したがって、ちょっと何年かたちましたので、来年度、総振の見直しをするということでございますので、もう一度ちょっと確認をしたいなというふうに思っているわけなのです。ぜひ、そういう考えがあれば、町としてもここについては工業系で残しているから、できるだけ早く決まりをつけていただきたいというふうに、はっきり申し上げたいなというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 私もアイコーさんの前のところは存じています。この間、見に行って、随分大きくなったんだなというふうに思いました。現状としては、資材置き場に、ストック置き場というのでしょうか、そんな感じに山の上から見ますと見えました。アイコーさんの仕事の内容も大体わかっていますので、希望が持てる会社なのではないかなというふうに思うところでございます。現状でございますから、これにて質問は終わりにしたいと思います。

2番についても質問はないということでございますので、3番に移らせて

もらってよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 はい、どうぞ。

○4番(長島邦夫議員) それでは、3番は随分話が私が思っていたのと大分違ってきましたので、なかなかまた違う内容になってしまうと思うのですが、そうすると、アイコーさんのあれによって随分違うと思うのですが、とにかく地元の地主の方ですとか、この前ある学園さんが運動場をつくるということで大きくなったことが、議会報で広報されましたから、地元の方は心配している方もいらっしゃるのです。まして、もうあそこから、平成7年あたりになると10何年も田んぼをつくっていないのですよね。ですから、もう忘れちゃったことになっているのが現状なのですが、現状を見ますと人が全然入っていないようなところを見て、非常に危険なところになってしまっているわけですよ。そういうことですから、どうしてもそのところができないのであれば、違う考え方も持ったほうがいいのではないですかというふうなことで、ここに質問をしたわけでございます。

観光農業がいいかどうか、それは私はわかりません。そういう業者さんがいるかどうかもわかりませんけれども、とにかくどうせやるのであれば、すべてのあそこのところを借りてやるような企業さんでなければどうにもならないことなので、ぜひ工業系がだめな場合には、ここに書いてあるように、それでも自然の形態を余り壊さずに、ぜひ企業さんを導入していただければということで質問したわけです。こんな考えなのですけれども、ご答弁がで

きましたら。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げたいと思います。

先ほどもちょっと申し上げましたように、アイコーさんがちょうど真ん中で1つの開発を行われると、残っている土地が両方に分かれてくると。片や某学園がグラウンドをつくるということ、これは今後どうなるかわかりません。残された今ちょっとお話がありました、田んぼをつくっていないというのも私も承知しております。したがって、現在田んぼということは農地ですから、町の総合振興計画の土地利用構想上は工業系だけれども、農地としての利用が当然できるわけなのです。

ただ、現状を見たときに、果たしてあそこで農業というのが今後展開ができるかという、どう見てもなかなか難しいのではないかなというのを考えていったときには、やはりそんなに広い場所ではありませんけれども、工業系の土地利用として今後考えながら、そういう土地に見合った工場の移転というのですか、というのもそれは当然視野に置いてもいいのかなというふうに思っております。

いずれにしても、先ほどのお話のように平成2年のころから全体的なお話があって、地主さんはそれに右往左往されたというのも実情かなというふうに思っております。したがって、今後は、先ほど申し上げましたように、新たな総振の中でここをどういうふうにしていくのだというもう一度検討する中

で一定の方向を出して、必要があれば地域の皆さんにもお話をしていきたいなというふうに今のところ考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 地元にも配慮をしていただいていたというふうに思うのですが、やっぱり1回、開発のお話を聞いてしまうと、ちょっと力が抜けてしまうのですよね。それで、どうしてもほかのところに、非常に田んぼをつくりづらいところなものですから、南部の改良区のほうにもすごくいい田んぼができましたので、そちらのほうでつくって私益を上げようと、そのような考えになるのは当然のことだというふうに思います。

それと、ちょっと1点質問をするのを忘れてしまったのですが、ちょっとインフラ整備のことについてお聞きしたいのですけれども、お話によりますとインフラの整備、水道の整備がまだ終わっていないのだと、あの近く利用者がいないですから、当然そういうふうになってしまうのだと思うのですが、それで今、タイケンさんがあったところは向こうからお水を引いていただいているみたいな、そんな話も聞きましたので、もし今後、工業系で進めていくなれば、入り口ということになるとほとんど玉川の工業団地のほうから入るのが現状になってしまっているのですよね。ですから、こちらのほうからも入っていけるような感じにつくっていただければ、あそこら辺の整備ももっと進むのではないかなというふうに思いますので、これは要望でございますから結構

でございますけれども、インフラ整備は当然基本でありますから、その点を考えてお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 答え申し上げます。

嵐山から考えれば、鳩山に行く道がメインの道路です。途中まで歩道つきの道になっておりまして、それを鎌形の野球場のほうにかけて歩道をずっと続けたらという計画というのは町そのものも持っております。ただ、なかなか今の実情からいって、すぐそこに手をつけるわけにはなかなかいかないのではないかと。

そして、もう一つは鳩山さんとの境、これは先ほど某学園がグラウンドをつくるというときに、こういう道に町とすれば広げる計画を持っているということで、半分ぐらいは今町有地がございますので、そのほかは某学園が持っているところですから、ここの道は町も拡幅の計画があるから、それには協力をさせていただくという話にもなっております。

ただ、先日も不法投棄の話がいろいろなされましたけれども、結構あそここの場所がそういう場所なのですね。したがって、道を整備することによって、何か開発にあわせての整備ならいいのですけれども、町が単独に整備をしたときに逆に捨てやすい場所というのも考えられるということで、したがって何か計画が動いて、それにあわせて道の整備というのは考えられますけれ

ども、それまではなかなかちょっと現実的には難しいのかなというのが実情でございまして、その辺はぜひまたご理解もしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) もちろんやっぱり使い道があるところをするのもなかなか難しいでしょうから、それで結構だというふうに思いますけれども、どう見ても工場を誘致しているその場所を見に来たときに、玉川、ときがわのほうから入って見るしか方法がないと、手前からだと見えませんよ。それで、鳩山のほうからも片側2車線ですずっと整備ができていて、嵐山のほうから行く途中で終わってしまっていると、こういう状態だとなかなか難しいと思うので、鋭意努力をして、企業誘致に邁進していただければと思います。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 続いてどうぞ。

○4番(長島邦夫議員) なかなかうまくできませんが、それでは自主防災組織について再質問させていただきます。

よりよく機能するための住民啓発ということで、質問をしています。詳しくお話をしていただいたのですが、まず組織を当然町として指導して、今度つくったわけですね。それで、自主防災の倉庫もつくったと、それができているということで質問するのですが、私も聞いた限りのことですからよくわから

ないのですが、まず倉庫をつくっていただくのはありがたいと。それで、地元としては、各自治体ではこの場所を選定するという事で選定しました。そして、それについても組織をつくらなくてはならないということでやったそうです。そしたら、どういうふうな組織なのだねといったら、どなたも受け手がないから、結局私がやることになったのですよというふうな話で、いわゆる区長さんですよ。

そこから始まって今回の質問が始まっているわけなのですが、それはいろいろ皆さんお仕事を抱えて大変でしょうから、仕方ない面もあるのかなというふうに思うのですけれども、将来を考えたときに、最初も言いましたですけれども、万が一のときのことを考えると、これから訓練だとかいろいろなものが始まって来るから、徐々に改善はされてくると思うのですけれども、やっぱり菅谷地区は区長さんが2年ぐらいと聞いていますが、他のところの南部のほうですとか北部のほうへ行くと、1年だというふうに聞いています。

1年で町がいろんなことを指導者の方に教育をしたりいろいろしたりしたとして、また次の年にまた同じ方に同じようにやるというのと、徐々に徐々にそれを繰り返していけば知識を持った人がたくさん出てくるわけですが、いつ災害は来るかわからないというふうな現状を考えると、やっぱり自主防災組織についてはあくまでも地元でやっていただくのだから、地元にお任せしますよというふうなことで、それより最低でも新たに組織をつくっていただいて、そういうことをやっているところもあると思いますよ。あるとは思

いますが、そのようなことも基本的なことはぜひこれは最低限でありますと、そのことについては町でも指導していきますと、そういうふうな住民に対する啓発でありますから、そういうところをまず最初に町でも指導していかなくてはいけないのではないかなというふうに思うところであります。

いろいろ組織の中にも、リーダーといっても定年後の方がよく区長さんになっています。高齢化ということもありますけれども、肉体的にはなかなか現状の消防団員みたいに活発に動くということとはできないわけですが、地元に対する知識というのはいくらもあるわけですね。ですから、消防団との連携もそうですが、連携をおいて、若い人たちは若い人、年齢的にいっている人はいっている人のノウハウがあるわけですから、ぜひそこら辺の合体をしたあれを考えてもいいのではないかなというふうに思うところがあります。

それで、リーダーが交代したとしても、例えば2年やって交代したとしてもその次の方がそこでまたそれを見習って、前の方の行動を見習ってやっていけば、組織が継続して途切れることはないというふうに思うところです。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 自主防災組織の運営のことで議員さんからご質問をいただいたわけでございますけれども、ご心配をいただきまして、まさに我々これからその部分にどう力を入れていくかというふうなことになるわけでございますけれども、区長さんに大変な骨折りをいただきまして、設立がな

されることになりました。これをどう継続的に、先ほど申しあげましたように、一歩ずつ充実をしていくかというふうなことになるわけでございますけれども、この組織とは別に数年前に消防後援会の組織が町内にできました。ある組織では、役員さんがかわらずずっと後援会の幹部を引き受けていらっしゃる。ある組織では、毎年毎年役員さんが交代をするというふうなところもございました。毎年交代をしたある組織では、これではいかぬと、やはり団員の確保ですとか、いろんなことが消防団も課題になっておりますので、我々は継続してやっていこうではないかということで、区長さんの経験者が中心となって消防後援会が運営されることになりました。

それで、また一段と消防の後援会も発展につながっておるわけでございますけれども、自主防災組織も議員さんおっしゃられるとおり、やはり初年度は、区長さんのお骨折りで誕生したこの組織でございますので、これから魂を入れていくというふうなことになるというふうに思います。やはり地域の連帯感、そして助け合いの精神、これをいかに発揮する組織になるかということが大事だというふうに考えておりますので、ぜひそういう方向で一生懸命やっていきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) そのようなことであれば、非常によい方向に向かうというふうに思います。それで、町の中でも自主防災組織、かなりの数になるわけでございますので、見本になるようなところが出てくるような感じにな

れば、訓練についてはまた後の質問ですが、その消防の点検の操法ではないですけれども、連携プレーですとか、そういうものを見せるようなところになればいいなというふうに思うのですが、そこまでになれば地元任せにおいても継続は可能だというふうに思うのですが、今言ったような見本となるようなところが出てきたら、表彰というのではないのですけれども、鋭意みんなでそのところを見習うような、年に1回の操法の点検ではないですけれども、そのようなものができればいいなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 ぜひ皆様のモデルになるような優等生というのでしょうか、そういうふうな組織に育って行っていただいて、そしてそこをまた町の外からも視察に来られるような、そんな大きな話をしたら恐縮なのですが、そういうふうになっていただければ大変ありがたい、町も惜しみないご支援を申し上げたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) わかりました。

それでは、2番に移らせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

2番の訓練については、今回数等をお聞きしました。機械器具の点検についてもお聞きをしました。それは、今後も、今、七郷の地区についてはもう組織があるわけですから、そのことをおっしゃってくれたのだというふうに

思うのですが、全町的に定期訓練はこのような趣旨の内容で年何回やりますとか、機械器具についても同じようにやっていくわけなのでしょうか、その点からまずお聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、訓練につきましては地域の防災組織で定める防災計画によって、少なくとも毎年1回実施をしていただくというふうなことで考えております。ただ、その地域の防災組織の実情に応じた形での訓練ということで、だんだんに充実をしていければというふうに思っております。

それから、機械器具の点検につきましては、防災訓練の日に当然できま  
すし、そのほか回数を防災倉庫を役員さんにあけていただいて、内容がどう  
なのか、必要な機械の場合はエンジンがどうなのか、そういった点検をやっ  
ていただくことを含めて、年2～3回、ぜひ機械器具の点検をやってください  
というふうなお願いをさせていただきます。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 設置をすれば、こういう器具だとかというものはもう  
地元任せしか方法がないのはわかっているのです。でも、よきリーダー  
がいれば、まめに倉庫の点検だとか、エンジンの類はかかるものかどうかと  
か、そういうことをまずすると思うのです。ただ、回数がある程度義務づけな

いと、やはりそこで何か任せるだけでいいとなると、非常に難しい。いざとなったときに使えなくなってしまうと困るなというふうに思ったものですから、マニュアルの中にせめてこのくらいの回数はないと、いざというときに使えないのではないのでしょうかというふうな指導をしていかないと、せっかくなつくても無駄になるような可能性がありますので、ぜひ最初は回数だとかそのようなノウハウみたいなものを、一覧にでも何でもいいですから指示をして、それでその後については2～3年繰り返せばその次以降はわかってくるでしょうから、最初のときはぜひそれをやっていただきたいというふうに思うのです。

最初に、自主防災組織は自分たちの組織なのだから、自分でやらなくてはいけないのだというふうなことを言っていて、そういうことを言うこともおかしいのですが、でもそこまでの自主防災組織の組織まで上げていくには、それをしないと役立つ倉庫、機械器具にならないと思うので、ぜひやっていただきたいと思うのですが、その点だけ最後に答弁をいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 大変大事なことでございますので、回数2～3回と申し上げましたけれども、役員さん等とも話し合いながら、具体的な回数を詰めていきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時42分

---

再 開 午後 3時58分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 畠山美幸議員

○藤野幹男議長 続いて、本日4番目の一般質問は、第1番議員、畠山美幸議員。

〔1番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○1番(畠山美幸議員) 議長からのご指名がございましたので、議席ナンバー1番、畠山美幸、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

大きな題目は2題になります。まず1題目です。(仮称)ふれあい交流センターについてということで、1つ目ご質問します。

施政方針の中に、平成22年度に(仮)ふれあい交流センターの工事に着手するとあります。昨年、パブリックコメントもとり、大体の計画ができていると思います。

小さな子供からご高齢の方まで多くの方が快適に利用していただける施設に整備することですが、どのようなコメントが寄せられましたか。また、昨年の設計から変更になった箇所はあるのかお伺いします。

あとは子供やご高齢の方の快適に利用できる施設とは、どのようなものをイメージしているのかお伺いします。

次に、小さな2番目になります。「赤ちゃんの駅」設置について、安心こども基金を活用して子育て家庭が利用する町施設や民間商業施設に、おむつ交換台やベビーチェアなどの設置について伺います。これはふれあい交流センターから後ろのほうはかけ離れているのですけれども、ご配慮いただいて、ご答弁いただきたいと思います。

大きな2番目の質問に移ります。県内の観光資源を一体的にPRする「埼玉「超(ちょ〜)」観光立県宣言文」を知事は発表した。宣言文では、「海なし、温泉地なし、世界遺産なしの埼玉県は常に新しい切り口の観光プログラムで大胆に勝負」とし、埼玉ゆかりの名所や史跡、食文化などで独自の戦略を示し、首都圏の優位性を生かした「日本一の日帰り観光県」として取り組むべきと言われている。そこでぜひ嵐山町でも、観光アピールをしていただくべきと考えます。どのようにお考えか町長にお伺いしたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 私のほうからは、大きい1番の(仮称)ふれあい交流センターについての1、それから2の赤ちゃんの駅設置についての前段の部分までお答えさせていただきます。

まず初めに、(仮称)ふれあい交流センターについてなののですけれども、どのようなコメントが寄せられましたかということであります。パブリックコメン

トにつきましては、昨年の12月の広報紙で募集いたしました。大きく分けて3項目についてコメントのほうが寄せられました。

まず1つといたしまして、間取りや部屋数、設備についてのコメントが寄せられました。

2つ目といたしまして、環境対策、それから温暖化対策についてのコメントが寄せられました。

それから3つ目、その他になるのですけれども、その他の意見の中には建設そのものに反対する意見などもありました。

次に、昨年の設計から変更になった箇所はあるのかということでありまして、まず1階部分につきましては、リーススペースの位置が変わりまして、倉庫の位置や一部の部屋の位置も変わりました。それからあと、リーススペースの中に利用者用の湯沸かし室、それから洗い場が設置されました。

それから、1階の階段下がもとは、設計変更前は倉庫だったのですけれども、屋内消火栓用のポンプ室ということに変更になりました。

それから、会議室の1Bというのがあるのですけれども、1Bとそのわきに調理室があります。調理室と1Bのところが行き来できるような出入り口を設置いたしまして、こちらのほう、配ぜんや試食のために利用できるような形にいたしました。

それから、1Eの部屋なのですけれども、こちらのほうは防音仕様にした多目的室ということで設置させていただきました。

それから、フリースペースと廊下を区切る移動式の間仕切りを設置させていただきました。このことによりまして、夏だとか冬の冷暖房の効果を上げるためにこのようなものを設置させていただきました。

それから、2階部分につきましては、多目的室の2Aというのがあるのですけれども、この2Aのわきに従前は1つ会議室があったのですけれども、こちらのほうを会議室からホールにいたしまして、多目的室2Aのたまり場、それからあと屋外への避難経路といたしました。

それから、初めの設計ですと和室を1つ新設するわけだったのですけれども、この和室をなくしまして、利用者用の湯沸かし室、それから洗い場ということで変更いたしました。

それから、和室のA、Bというのがありますけれども、こちらのほうに茶道用の炉、それから水屋を設けるようにいたしました。

それから、会議室の2A、2B、2Cというのがあるのですけれども、こちらのほう従前は可動式の間仕切りになっていたのですけれども、可動式ですといろいろ隣の会議室の声が聞こえてしまうとか、使い勝手も中途半端になってしまうということで、可動式をやめまして固定式の3つの部屋といたしました。

それから、多目的室の2Aと2B、こちらについては防音仕様の多目的室ということで考えております。

次に、子供や高齢者の方が快適に利用できる施設とは、どのようなもの

をイメージしていますかということなのですが、こちらについては、まずフリースペースにおきましては、子育て中のお母さんたちが気軽に立ち寄って、育児の話をしたり、それからあと小学生や中学生たちが放課後や休日に立ち寄り、友達と話したり、また宿題をしたりとか、それからあと囲碁や将棋を楽しむ人が楽しむ場所として考えております。

それから、各部屋については、趣味の音楽をやったりだとか、ダンス、絵画、手芸、料理、茶道などさまざまなサークルの人たちが活動する場所であったり、それからあと音楽をしている方々や書道、絵画、手芸などの発表や展示のできる場所と考えております。

(仮称)ふれあい交流センターにおきましては、バリアフリーであったり、またエレベーターも設置されたりいたします。それから、授乳室なども設置されます。こんなことから子供たちからお年寄り、それから女性から男性まで快適に利用できる施設になるんじゃないかというふうに考えております。

2番目の赤ちゃんの駅の設置についての前段の部分なのですが、(仮称)ふれあいセンターにおける赤ちゃんの駅の設置についてということまでお答えいたします。

県の赤ちゃんの駅の設置事業では、県の施設や市町村の施設、それから民間の商業施設などにおむつの交換台、それからベビーチェア等を整備した「赤ちゃんの駅」を何か3,000カ所設置するような事業のようでございます。

(仮称)ふれあいセンターにおきましては、約5平米の授乳室に授乳用のソファ、それからおむつの交換台、それから手洗い器などの設置を予定しております。

また、安全こども基金の活用については、ふれあい交流センターについては考えておりません。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、畠山議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

1番の後段の部分なのですが、今課長のほうからも答弁ありましたけれども、県で県の事業として、今お話の中にありましたように赤ちゃんの駅ということで、今の機能を持ったもの、これを3,000カ所つくっていこうということで、県で始めております。

これには子育て家庭がよく利用する施設、遊園地、公園、スーパー、デパート、レストラン、ファーストフード、病院、子育てセンター、こういったところに今のような施設をつくっていこう。それで、県の予算ですけれども4億6,800万投じられております。こういう形で全県下に3,000カ所、そして子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めていこうということになります。

そういうものに倣いまして、嵐山町でも公共施設はもちろん、また今話が

出ましたこういった町内の民間施設等につきましても、商工会だとか工業会とか、関係する業界と連絡をとりながら、県の施策が町の施策としても進められるような方向で努力をしていきたいというふうに思っております。

2番目の観光の問題でございます。「埼玉の「超(ちょ〜)」観光立県宣言」ということございまして、埼玉観光元年を迎えてということで、これも県で取り組んでおります。そして、県でも宣言文の中に、「海なし、温泉なし、世界遺産なし」というようなことが書いてあります。それでも、一つ一つをきらりと光る、小粒でもきらりと光るそういう観光資源を徹底的に結びつけて、総合力で勝負だと。そして、首都圏4,000万人のマーケットを控える優位性を最大限に利用して、それらを日帰り客として誘致をする。そして、埼玉県にある自然、歴史、文化、こういったものを積極的に生かしていくのだということございまして、まさにこれが嵐山町にもそのとおり当てはまるわけであります。

嵐山町でも、今までそういう状況で歴史、文化、自然、特に自然というものを売り物にして、観光も行ってまいりました。現在では、担当課の調べですと大まか60万人の人が嵐山町を訪れていただいています。これは60万人の観光客がというと、どういうふうに皆さんイメージをするかあれなのですが、直売所を利用される方、ゴルフ場に来る方、温泉施設に来る方、ハイキングに、バーベキュー場に、いろんなどころに来る人を、それから東上線を利用して来られる方、そういうようなものすべて、しっかりしたカウントにはな

らないですけれども、大まかなカウントで 60 万人というような話でございます。

先日、ときがわ町の町長さんの話を聞きましたら、現状でも 80 万人、ときがわ町に来ているということでございます。それもだから、どういう方がカウントの対象になってるのか、詳しい話は聞きませんが、それを 100 万に持っていきたいということで、町長さんも張り切っております。嵐山町でも負けないように取り組んでいかななくてはというふうに思っております。

そういう中で、どうアピールしていくのかということでございますが、農業、工業、商業、そういうものを県と同じで総合力で勝負だということは、嵐山町でも前から言わせていただいているわけです。特別これといった、すばらしい滝があります、何があります、湖がありますというようなことはないわけがあります。しかし、すべてがすばらしい環境に恵まれているわけでありまして、それらを中心として、その中に歴史文化遺産がある。その中に住んでいる私たち人間がいるわけでありまして、そういった嵐山町の資源というものを総合力で生かして、嵐山町の優位性をアピールをしていきたい。

特に県でも言ってるように、観光客を誘致ということを考えていけば、首都圏 60 キロ圏で、しかも高速道路に接続あり、東武東上線が通り、国道が通りということで、交通のアクセスも優位性があります。

それから、平均高度 60 メーターということで、ほどよい環境、山は深いわけでもないし、またないわけでもないし、川もあり、田んぼもあり、ある歌を詠

むグループの方に聞いたのですけれども、嵐山町のすばらしいところというのは、歌を詠みに来た人は、本当に山あり、谷あり、何があり、それで花はずっといろんなものがある。田んぼもあり、畑もあり、それで農家の人もおり、こっちのほうへ来るとそうじゃないような人たちも住んでるというようなことで、いろんな生活様式がこのところで見聞ができるというようなことであります。

それで、特に近年、北部地域でもブルーベリーのほうの農園だとか、それから勝田地区の梅林をどうしようかというようなことで、いろんな観光面のの広がりが出てきておりますので、そういうものをなお一層農業というようなものと結びつけたり、そして観光協会の会長さん、いらっしゃいますけれども、そういうこと。それから、今はやりの食べ物と結びつける。

それから、嵐山町のお土産品の開発ですとか、県でも勧めているゆるキャラと言われる人形みたいな、こういうようなものなんかも嵐山町でつくって、またいろんな土産品をつくったりというようなことも取り組んでいかなければというふうに思っています。

またそれから、企業の中でもいろんな取り組みが始まっております。例えば一つには、バイパスのところにお菓子をつくっている会社があるわけですが、その会社が通路のほうのところに売店を出したのです。それで、今全国的にこういうのがブームなのですけれども、工場直売っていうのがすごい人気なのですね。安くて、それでちょっとわけありとか何とかいって、こぼのところが傷があるとかいうようなことで安く売ったり、あるいはつくりたて

だからおいしいというようなことで人気がある。そういうようなことで、企業のほうもいろんな形で違った、今までと違った展開をやり始めているようなこともあります。そういうことも町として、行政のほうとして発信できる情報を発信をして、総体で観光嵐山町を一層アピールできるように取り組んでいきたいというふうに思います。議員さんもいろいろご指導をよろしく願いたいと思います。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) そうしましたら、また1番のほうの1つ目のほうに戻らせていただきます。1番目の先ほどパブリックコメントはわかりました。3項目ほどパブリックコメントがあったということで。

私のほうにも町民の方々からご要望がございまして、一つには踊りをされている方がいらっしゃるのですが、踊りをする施設として200人程度入るような施設が嵐山町にはないのよということでお話があったのですね。といいますのは、玉川のほうのアスピアのところが何かいすがだっと可動式になっていて、簡単に設置ができるということで、できれば嵐山町の(仮称)ふれあい交流センターのほうで、そういうような施設にはならないのだろうかということで質問があったのですけれども、なかなか予算もない中これだけのものをつくるから、恐らく厳しいとは思いますがということでお話はしたのですけれども、踊りをされる方はやはりちょっと年配の方が多くて、いすを並べたりとかという手間が非常に大変なのだということで、できればそういうような

ものの設置はお願いできないだろうかということがあったのですけれども、  
厳しいとは思いますが、ご答弁ください。

○藤野幹男議長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 答えいたします。

踊りだとかそういった発表の場として使えるような場所といたしましては、  
ふれあい交流センターで申し上げますと、多目的室の2Aになるのかなと思  
います。今大体多目的室の2Aの関係なのですけれども、踊りとかをす  
ることになると舞台とかも必要になるかと思うのですけれども、今のところ  
舞台につきましては可動式の舞台を考えております。固定式の舞台を設置  
してしまいますと、多目的に使う上でちょっとスペースが狭くなってしま  
いますので、可動式ということで考えております。

それから、面積からいたしまして、ざっと100人入れればいいのかという  
ぐらいの感じに、机を使わないで100人入れればいいのかと、そのぐらいの  
感じですよ。

それから、嵐山町のほかの施設ですと、町民ホールですといすを使用し  
て約200人、それからあと農構センターですといすを使用して300人、それ  
から花見台の工業団地ですと、いすの使用で234人というふうな町内の施  
設になっております。

以上です。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) わかりました。あともう一つは、防音設備のお部屋が多目室の2Aと多目的室の2Bと、あと先ほど1階部分の1Eの3カ所になるのでしょうか。町内に若いバンドを組んでいる方々がいらっしゃるのですが、今東松山の文化センターで練習などをされているようですが、できればこういうところでベースギターですとかドラムですとか、これ若者だけではなくて、ある程度今回団塊の世代もふえていく中で趣味でなされる方も多いかと思います。そういう方などがこういうところで利用できるのかどうかお聞きをしたいと思います。

○藤野幹男議長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 防音室の関係なので、一応防音仕様をした部屋ということで、今議員さんおっしゃられたように会議室の1E、それから2階の多目的室の2A、2Bを予定しております。

何分にも現在の構造のものを改修を前提とした建物でありますので、考えられる範囲の防音として、現在の建物を改修する上で最高に考えられる防音をということで考えますけれども、やはりアンプなどを使用した音楽バンドとなりますとかなりの高音が出ますので、そういったものは想定していないということで理解していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) そうしましたら、アンプなどを使用するにはちょっと厳しいということでご答弁がございましたが、今後予算はかかるとは思いま

すけれども、1部屋ぐらいはそういう方々に利用していただけるようなお部屋になるのかなのか、町長にお伺いをしたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今課長のほうから答弁したような状況で躯体、ベースが今ある建物を活用していくということでございますので、それに色づけをして防音にするような形ですので、いわゆる完璧な形のものにはならないのですね。ですので、普通のより違うよ、それより違うよというぐらいな形のもので、ダカダカダカというような形になりますと、外に出てしまうのではないかなというふうに思うのです。ですから、歌ったり、琴を弾いたりだとか、そういうような形で静かに音を出していただくような形で、元気よく使ってもらうのがいいかなというふうに思っております。もとのものをいじらないでということでございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) あと、こちらのほうの質問は最後になりますけれども、太陽光パネルの設置ということで、以前、去年だったか一般質問で、ふれあい交流センターにつけたらどうでしょうかと、言っていないと思いますので言います。

太陽光パネルをぜひ今回の新しい庁舎につけていただきまして、今啓発が県でも進んでおりますし、今回町のほうでも予算をつけて、町内にも予算づけというか、補助を出すということでありますので、ぜひいち早くふれあい

交流センターのほうにつけていただきまして、太陽光パネルというものはこういうものなのだよということで、モニターがちゃんと見えるような状態で、町民の方がこういうふうには太陽光って売れているのねというのが目に見えていると、うちでも設置してみまじょうかしらということになると思いますので、ぜひ太陽光パネルの設置をお願いしたいと思いますが、こちらはいかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁、大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 太陽光パネルの設置ということなのですが、こちらのほうは環境対策、温暖化対策として今度建設予定のふれあい交流センターにおきましても、全部の電気を賄うということではありませんが、共用部分等の照明用に太陽光発電設備の設置を考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 大体一般家庭で3キロから3.5キロワットというのが基準なのですが、こちらは何キロワットぐらいつけるご予定でしょうか。

○藤野幹男議長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 申しわけございませんが、何キロワットというところまではわかりませんので、よろしく申し上げます。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 1番題目のほうの小さい2番のほうに移らせていただきます。

先ほどの赤ちゃんの駅なのですけれども、赤ちゃんの駅はおむつ交換ができるスペースがあることと授乳スペースがあることと、あとミルク用のお湯を提供できるということが前提で、赤ちゃんの駅ということで設置事業を、今回県でも補助金を出して、10分の10割でやっていただけるという事業のようなのですけれども、本町のこちらの町役場にも授乳室がございました。見たのですけれども、ちょっと目立たなかったのですね。看板というか、部屋のここが授乳室ですよというのが壁にぺったりくっついているような形だったので、できればあれを正面から見て横につくような形で、ぜひ授乳室という形でつけてほしいのですけれども、先進の新座市ですとか本庄市などはもう赤ちゃんの駅が設置されております。

そういうところでは独自に赤ちゃんの駅ですよということで、ステッカーですとかフロックですとか、ポスターですとか張ってアピールをしておりますので、ぜひ本町におかれましてもフロックですとかステッカーですとか、ポスターを入り口とかなどに張っていただいて、アピールをしていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 わかりやすくするというところでございますので、できる努力

をいたしたいと思います。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) では、そのようによろしくお願ひしたいと思います。

次は、大きな2番目のほうに移らせていただきます。嵐山町は今回すごく自然が、嵐山町は嵐山溪谷ですとか菅谷館跡ですとか、オオムラサキの森ですとか、本当に都幾川の川原の桜堤ですとか杉山城など、本当に自然や文化財に恵まれている町だと思ひます。できることならばゆるキャラというキャラクターをぜひ嵐山町にもつくっていただき、何とか嵐山町をアピールしていただきたいと思ふことと、先日こちらの埼玉新聞のほうに、川越のマスコットということで、ゆるキャラが誕生しました。これがキャラクターの図案を公募をしたと。そうしましたところが、川越市をはじめ青森県や福岡県など、全国から441点の応募があったということで、全国的に注目を、川越市というところが注目を浴びたわけです。できれば嵐山町も、嵐山町のマスコットということで、ぜひ公募をしていただき、嵐山町ってどこにあるのかなと調べて、こういうところに、埼玉県の中にあるのだとか、いろんな地方の方が思ふと思ふのです。ぜひこういうことに取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ゆるキャラの話ですけれども、町がしっかり取り組んでそういうものをやったらどうかという考えですけれども、行政がやることもいいと

思うのですね。だけれども、成功しているようなところというのは、やっぱり民間と協力をしてというのか、民力、民間力、そういうものを取り入れてといいますか、そちらが先頭に立って、それに行政が応援するような形でやるのが理想的だと思うのです。

それで、そういう中で嵐山町の観光協会の観光アピールに関する取り組みについてということで、そういうこともやってるのですね。いろんなことやっています。そういう中にもこういうゆるキャラ、一つだけではないですけども、そういうものも取り入れてやっていただく。そして、行政も横向いているのではなくて、しっかり応援はいたしますけれども、行政がやるからみんなついて来いよというやり方というのは、どうかなというふうに私は思っております。民間と一緒にそういう観光協会ですとか、いろんなところと一緒にやって行政もやっていきたい、町をアピールしたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 行政単独だけでは厳しいというお話ですけども、本当にラッキーなことに嵐山町にはPieace(ピース)という、生涯学習課の担当になるんでしょうか、Pieace(ピース)というアイドル歌手といいますか、ユニットがいらっしゃいます。ぜひともそのユニットとゆるキャラとで嵐山町のアピールをどんどんしていくといいのではないのかなと思うのですね。何かPieace(ピース)の女の子たちも大変に嵐山町のことが好きで、嵐山町の勉強を非常によくしているとお母さんから聞いています。私なんかより全然、

歴史とかもよく勉強しているということで、そういう子たちをいろんな嵐山まつりですとか、いろんなイベントに押し出していく。プラスマスコットとともにコラボレーションすると、大変嵐山町もイメージがよくなるのではないかなと思いますけれども、町長その辺はいかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどからお話をしておりますように、だれが何をどうするというのではなくて、総力でやると言ってるのですよね。そういうことですから、嵐山町にある資源をフルに使っていかなければいけない。

それで、先ほどの観光協会の観光アピールについての取り組みという中で、嵐山溪谷のPR、それでそれにはキーホルダー、マグネット、ピンバッジなどのこういうもの、あるいは定期的に公共機関との連絡をとる、あるいはポスターの作成をするというようなこと。それから、食に関する検討委員会というのもありまして、B級グルメ等の食に関するものを検討していこうと。

これも、ですから観光協会だけではなくて、現に農業関係の団体、またそのご婦人の団体なんかで、今年の新年の賀詞交歓会にも出していただきましたけれども、ああいうクッキーですとかいろんなスポンジケーキというのですか、そういうようなものだとかもつくって、直売所にも並んでるようでございますので、そういうもの。それから観光パンフレット、こういうものについても検討を始めているのです。

ですので、観光協会は観光協会で行っていますし、農業関係の団体は

農業関係の団体で食に対する取り組みもやっていますし、それから先日はのらぼう菜の農商工連携サミットというのが小川町でありまして、会長さんが嵐山町の方がやっている。そういう中でこののらぼう菜を前面に押し出していこうではないかと。

先ほど何か話を聞きましたら、今度NHKでどこか取材に来るとかという話も聞いております。志賀小学校はどうかというような話が流れておりましたが、そういうようなもの。ですから、すべてそういうものを総合して、Pieace(ピース)の話もありましたけれども、子供たちはどうですかあれですが、すべて総動員しまして、嵐山町がアピールできればいいなというふうに思っております。おっしゃるとおりだと思います。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 総力で頑張っていたきたいと思っておりますけれども、一つ障害者の方々がつくっていらっしゃる商品ですとか、そういうものとかに、とにかくゆるキャラというものができれば全部一体化、B級グルメでも何でもとにかく町の商工会と観光協会と行政のものだけということで、マスコットをシールにしたり包装紙にしたりとかしてやっていけば、すごく一遍に盛り上がるのではないのかなと思って、ぜひゆるキャラをつくっていただいて、町に元気を出していただきたいなというふうに思ったのですけれども、その辺は、何度もしつこいですけれども、すみません。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ゆるキャラに大分こだわっているようですけれども、今もう嵐山町でもオオムラサキのピンバッジですとか、オオムラサキをいろんな形で絵に、写真ではなくて絵にして、それで嵐山町のイメージはオオムラサキなのだというようなことで、前からアピールをしてきているわけです。

ですから、ゆるキャラをつくるにしても、オオムラサキがいいよという人もいるのですね。だけれども、武将の重忠がいるじゃないか、義仲がいるじゃないか、ほかのものがあるじゃないか、そんなようなことを言う人もいるし、農産物で新しいものができているんじゃないか、そういうものもいいじゃないかとか、あるいはもっと親しみやすい子供のあれにしたらどうだ、もっとあれがいいよと、いろんな意見が出ているのです、現在つくるにしても。

ですから、つくったらということなのですが、つくるに当たっているような意見があって、それをどうやって、どういうふうにしたらいいかということが一つ問題なのですが、先頭に立つ観光協会等が先頭に立って、こんなのどうだというものをばんと出してもらって、皆さんの反応をアドバルーンを上げてもらって反応を調べていただいて、それでこれでいこうよというようなことになりましたら、一番最高の進め方だと思いますので、ぜひ民力を期待しております。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 青柳賢治議員

○藤野幹男議長 続いて、本日最後の一般質問は、第2番議員、青柳賢治議員。

〔2番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○2番(青柳賢治議員) 2番議員、青柳賢治です。議長の指名いただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

1番目の子ども手当の支給につきましては、きのうまでの予算委員会でかなりの答えをいただいておりますが、私の要旨に基づいて質問させていただきます。

6月支給の予定の子ども手当は、現行の児童手当に新制度が上乗せされる形でスタートすることになると。嵐山町での支給対象者数は、どのくらいになるのでしょうか。

手当の支給により給食費等の未納問題は相当解決するほうへ向かうと思います。この手当等の支給の実施に当たり、支給そして徴収という取り扱いはどのようになっていくのでしょうかお尋ねいたします。

2点目でございます。後期基本計画の実施計画でございますが、平成21年10月はここに出ております。今回は平成22年度、後期基本計画の最終年となることから、お尋ねをさせていただきます。

1点目です。平成21年第3回定例会の補正予算で都市計画事務事業の予算が計上されました。都市計画道路建設推進の今後の展開について

伺います。

2点目、蝶の里づくり条例(仮称)などの制定を行うとあります。これは嵐山町全体の里山、ため池、谷津田の保全と活用についての条例であると思われませんが、制定までの工程を伺いたいと思います。

3点目、心の教育の推進の中に心豊かな人間形成とあり、郷土学習の充実が図られているとあります。国指定となりました郷土の館跡、菅谷館、杉山城跡などは、中学生などに対してどのような活用を図っていくのかお尋ねいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、私のほうから大きな1番の子ども手当の支給につきましてお答えをさせていただきます。

子ども手当につきましては、次世代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するというような観点から、中学校修了までの児童を対象に1人につき、平成22年度につきましては、月額で1万3,000円を支給すると、こういう制度を創設というふうなことでございます。お尋ねは、最初に支給対象者数の件ということでございますけれども、私どもの試算では2,220人ほどということ考えております。

それから、続きましてでございますけれども、先ほども申し上げたわけで

すけれども、子ども手当は次代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援すると、こういう趣旨のもとに支給するわけですが、このためには子ども手当の受給者については、子ども手当の支給の趣旨にかんがみ、その趣旨に沿って子ども手当を使用しなければならないと、こういう責務も定められているというふうなことでございます。

一方、その反対に、子ども手当がこの趣旨に従って使われるよう子ども手当の支給を受ける権利、これも保護されていると、こういうふうなことでございます。

したがいまして、子ども手当の支給の実施に当たりまして支給と徴収の扱いについてのお尋ねということでございますけれども、基本的には支給するものは支給させていただいて、そしていただくものはいただいていくというふうなことが基本という形になろうかというふうに考えております。

そういった中で、私どもといたしましては子ども手当の支給は、これは給食費の未納等につきましての対策としては、大きなチャンスであるというふうにとらえている。未納者に対しまして、この際、強く理解と協力を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、大きな2の(1)の都市計画道路の関係についてお答えさせていただきます。

都市計画道路の平沢―川島線と月輪―川島線につきましては、今年度の事業といたしまして、川島地区の工業系の土地区画整理事業の計画書案の作成業務を行っておりますけれども、これにあわせまして都市計画道路の線形の見直し業務を行っております。この見直し業務につきましては、現在の都市計画決定されております平沢―川島線と月輪―川島線の線形と幅員では、工業系の土地区画整理事業には、区画の大きさ等の関係で線形、幅員では適用できないものでございまして、路線の変更が不可欠であり、都市計画道路の路線を変更するための業務を行っているというものでございます。

今後の都市計画道路の推進につきましては、説明会等を行いながら、関係する住民との合意形成、また関係する機関との協議を行いながら、土地区画整理事業と整合した路線の線形を確定いたしまして、都市計画道路の変更のための手続を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、田島環境課長。

○田島雄一環境課長 2の後期基本計画の実施計画について、(2)の(仮称)蝶の里づくり条例等の制定に関する工程についてお答えいたします。

平成18年3月に制定されました第4次嵐山町総合振興計画後期基本計画の中に、「水・緑豊かな生き物にやさしいまちづくり」の緑化に関する計画として、仮称ではありますが、蝶の里づくり条例等の制定を行い、町民と協働

により里山、ため池及び谷津田等の保全と活用に努めますとあります。条例の名称は異なりますが、平成19年3月に制定いたしました嵐山町里地里山づくり条例でございます。

条例の制定までの工程は、平成17年11月に設立された嵐山町里地里山づくり懇談会を開催いたしました。委員さんは19人、会議は4回開催されました。

次に、平成18年7月に里地里山づくり推進委員会を設置いたしました。これは委員さん15名、会議を4回開催いたしました。

さらに、役場の関係各課職員によるプロジェクトチームを設置し、メンバーは5人で、会議は7回開催されました。会議を重ね、条例制定に向けた検討を行いまして、条例を制定いたしました。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 大きな2番目の(3)、中学生への郷土の城館跡群などの活用についてですが、先ほど来、観光は畠山議員の質問でもありましたけれども、嵐山町は非常に歴史と自然に恵まれた環境にあるということ。菅谷館跡であるとか杉山城跡、これは2つとも国指定史跡であります。また、歴史上の人物としての木曾義仲、畠山重忠、さらには兵執神社や八宮神社の獅子舞であるとか、あるいは向徳寺の阿弥陀如来であるとか旧日赤社屋とか、こうした非常に中学生にとっては歴史学習をしていく上、あるいは郷土

学習をしていく上での豊かな教材の宝庫であります、この町は。そうした郷土の歴史を活用して、これを学び、さらに体験していくということは、中学生の郷土理解につながると。さらには、郷土を愛して歴史、さらに伝統文化を大切にしようとする心がはぐくまれるのではないかと。

そういう意味で、第1点、中学生への活用でありますけれども、1点目は社会科の歴史学習での活用ということです。これについては学習指導要領で、日本の歴史を学ぶ場合の出発点として、あるいは学習を進める経過の上で留意点がございます。それはできるだけ身近な歴史教材、身近な歴史上の人物を活用するというのがキーポイントになってきます。嵐山はそういう意味で、非常に中世の歴史の教材が豊富であります。予算特別委員会でも博物誌の売れぐあいはどうかということで、中世編はたちまち売れてしまうのですよね。それぐらい中世の歴史は、先ほど申し上げた菅谷館跡、杉山城跡とか木曾義仲、畠山重忠と、非常に歴史教材が有効であります。現に副読本を使って活用していただいております。

2点目は、体験学習を通じてであります。両方の中学校とも非常に自主的に学校みずからが、生徒みずからがこういう郷土の歴史、文化財等に触れていく活動に取り組んでいただいております。大変すばらしいことだと思います。菅谷館跡については、菅谷中学校が生徒会の委員会活動で生徒が主体的に月1回、菅谷館跡のベンチのペンキ塗りであるとか、資料館の整理であるとか、資料館の清掃であるとか、そういうことに取り組ませていた

だいております。

また、菅中、玉中ともそうでありますけれども、社会チャレンジで両中学校の生徒とも菅谷館跡の歴史資料館、そこでお世話になっております。

また、杉山城については、いろんな機会に私お話し申し上げておりますけれども、玉ノ岡中学校の学校林として、全学年が環境教育に位置づけて、竹の伐採であるとか遊歩道の整備であるとかに取り組んでおります。その際、地元の保存会の皆さん方のご協力もいただきながら、一緒にこの整備作業をしている。

実は昨年、上田知事のとことん訪問がありまして、嵐山町に来られた場合、杉山城に行きまして、その際、校長先生から生徒の活動の発表がありまして、大変感動しておられました。また、杉山城の国指定史跡に当たっては、文化庁へ町から上申するわけですね。その中で、そして審査を文化庁でするわけですが、国指定史跡の審査に当たって、杉山城の整備保存活動にかかわった中学生のこの保存活動が非常に評価されたのですね、非常に評価されたのです。大変ありがたいことだと思います。

今後とも教科の学習を通して、生徒の主体的な活動を通して、郷土の歴史遺産を活用しながら、郷土を愛する心、やがてこれがこれらの文化財を伝承していったり保存していったりするそういう人材が育っていければいいなど、こんなように期待しているところであります。教育委員会としても、これらについてのできるだけの支援はさせていただきたいと、こう考えております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) それでは、1点目の子ども手当のところから質問させていただきます。

子ども手当は、当然次世代の社会を担う子供を育てていくということではあるのですが、この手当の基礎になった部分は、各種の家計の調査データに基づいた、中学校修了までの子供にとっての食費であったり被服費であったり、学費などの最低限必要な基礎的経費であるというふうに言われております。

そんな中で、逆に先ほどのお答えの中にも、父兄にもそれなりの今までと違った、手当を受給することによっての責任というものは生まれてくるわけです。そんな中で、親の自己責任というものがかなり強くなっていくというふうに思われます。

今実際、私たちもきょうお昼、初めてセンターの調理場からの給食をいただきました。あのようなおいしい給食を未納をしているというようなことは、金がないから許されるというようなことではなくなると思うのです。そういうことについて担当課としてはどのように考えていますか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、お答えをさせていただきます。

子ども手当の基礎的な経費ということで、食費、学費ということでお話が

あったわけですが、そのとおりだというふうに考えております。国のほうから子ども手当に係るQ&Aというのも来ておりまして、この中に、ちょっと読んでみますと、子ども手当の趣旨や受給者の責務、受給権の保護を踏まえると、仮に子供の育ちのための費用である給食費や保育料を滞納しながら、子ども手当が子供の健やかな育ちと関係のない使途に用いられることは、法の趣旨にそぐわないものと考えますと、こういうような文言があります。

そういった中で、今お話があったわけですが、特に未納者につきましては、支払いが可能であるにもかかわらず支払っていただけないと。いわゆる規範意識の低下、こういった原因がほとんどであります。

そういった観点から、私どもといたしますと、これをどういうふうに徴収というか、いただいていくかという形になるわけですが、そういったことで一つの具体的な対策として、例えば個別対応、こういったこともQ&Aの中で可能であるということが書いてあります。そういった趣旨等も踏まえて、具体的には、例えば基本的には振り込みになるのですが、対象者については、例えば窓口払いができないかどうか、こういったことも検討して、そういったことができればお支払いをし、その場で給食費等をいただくと、こういうこともひとつ考えていかなければならないのかなというふうにご考えておるところでございまして、具体的にはそういったことも必要かなというふうにご考えております。

それから、啓蒙と申しますか、そういったこともある程度重要かなという

ふうに思っております、一つには広報の活用、先ほど来からお話が出ております子ども手当の趣旨であるとか、受給者の責務だとか、そういったもので周知をしていく必要もあろうかなど。

それから、子ども手当の支給に際しましては、例えば現況届ですね、現況届を6月の段階で出していただくわけです。あるいは、新しく請求する場合には認定請求書も出していただかなければなりません。こういった中にも、先ほど申し上げたような趣旨であるとか、あるいは給食費にも使っていただくというような例示も、そういったことも踏まえて掲載をして啓蒙していくと、こんな形で何点か具体的には申し上げたわけですがけれども、自己責任というふうなお話があったわけですがけれども、ぜひご理解をいただいて、未納をなくす努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

---

### ◎会議時間の延長

○藤野幹男議長 質疑の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

---

○藤野幹男議長 それでは、青柳賢治議員、どうぞ。

○2番(青柳賢治議員) 確かにこの制度は、始めてしまいますと、いただくということで非常に、人が立っていく自立というようなところがどうなっていく

のかなと、ちょっと心配なところもあります。ですけれども、その辺の親のモラルハザードがないように、やはりいただく側、それから支給する側で対応をお願いしたいと思っております。

あと1点だけ、きのういただきました外国人の登録の関係なのですが、永住資格者、こちらが70人いらっしゃって、対象が8人ほどということを知っております。この辺の方の申請をしていくのに、国内のいわゆる日本人と違うところはどこがあるのか、お願いいたします。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 外国人の方が、これは基本的に登録をしていただいて、住所が国内にあれば、それは対象になるということでご理解をしていただければというふうに思っています。

昨日の総括で特別永住だとかという形とは、私も詳しく存じていないので申しわけないのですけれども、それとは登録の関係は若干何か違うというふうなことでお聞きしているのですけれども、違いは、細かいことわからないので申しわけないのですけれども、町民課のほうのデータの関係で、15歳以下で調べればよかったのですけれども、16歳ということで数字が出ていますけれども、これ16人、ですから若干1年間が上の部分があるのですけれども、大体そのくらい的人数が外国人として登録になってるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) その点も、どのような申請書類とかいろいろ一般に言われてるところもありますので、十分注意した支給をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。まず、2点目の都市計画道路の推進でございますけれども、線形の見直しが出てきたということです。それで、私もこれについては平成19年の第4回の定例会で一般質問させていただいておりますけれども、とらえ方として、今微妙な時期ではあると思うのですが、道路そのものはある程度、その面的な整備は別として進んでいくというようなとらえ方でいいのかどうか、お答えいただければありがたいのですが。

○藤野幹男議長 それでは、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 この都市計画道路の関係でございますけれども、先ほど工業系の土地区画整理事業の計画案というか、つくっているわけでございますけれども、当然この都市計画道路につきましても、ある程度法手的な問題になってきたときに、事業進めていく上で線形を変えるための、どういふことで変えるのかということも一部出てきます。そういった面を考えますと、そういう土地利用的なものの考え方も考えながら、この事業は進めていきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうすると、その土地利用あわせて進めていくとい

うとらえ方でよろしいですね、わかりました。

次に移りますけれども、さっきの蝶の里づくり条例というのは、里地里山づくり条例でそれ終わるのだよということによろしいのか、そこだけちょっと確認させてください。

○藤野幹男議長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 そのとおりでございます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) それでは、最後の2点目の3番になりますが、私の郷土学習という中で、副読本やいろいろな非常にうまくつくられてるということで、先ほど教育長から見せてもらったのですが、まずこれが小学4年生の副読本だそうです、社会の。この一面を見て、まず安心しました。嵐山ってこんなに緑があるねと。そして、嵐山は先ほどからも出ているように、この嵐山溪谷を下にした緑だと思うのですよ。

そして、今度国指定されました杉山城、これについても前にも資料いただいていますけれども、これいただきますと、とにかく山城の教科書だと出ているのですね、山城の教科書。こんなにすばらしいものが我々の身近なところにあるのですね。そういうものを本当に上手に、子供たちとあわせて活用していくようなとらえ方として、私が思いますのは、先ほど教育長のほうから中学生の保存活動、それから主体的な取り組みということで、そういう活動もしているのだということで、ほっとした部分もあります。

さらに、そこから進めていただけるとすれば、杉山城の場合は、あそこに本当に玉ノ岡中学があるわけです、目の前に。そして、確かに聞くところによると非常に、土日だけではなくても、平日でもあそこに訪れてきている人たちもいるようだ。そして、今年の補正予算の中でトイレのほうもできるということで、これはありがたいことだと思います。

そんな中で子供が、中学生ぐらいでできると思います。そういう授業もふえていくという中で、そこに山城教科書を見に来たという、そういう人への、これ生涯学習課のほうから強力な働きかけが必要になるとは思いますけれども、子供たちが社会チャレンジというようなこともやっていますけれども、外から来た人へガイドしてあげて、そしてそれなりの人と接して、嵐山町のよさを他町から来た人、また町民の人にアピールしてあげたり教えてあげたりするというようなところへ、教材というものを利用していけないものかどうかお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 全国の学力状況調査で全国の子供たちに、生活・学習状況調査の一つに、今住んでいる地域の歴史や自然について関心がありますかと、全国の6年生、中学3年生に聞いた。嵐山町の子供は、全国平均をまず最初に申し上げますと、今あなたが住んでいる地域の歴史や自然に関心があるかと、全国平均で小学校の6年生が47.2%が関心があると。嵐山町はこれ以上、どうだったと思いますか。低かったと思いますか、高か

ったと思いますか。

〔「高かった」と言う人あり〕

○加藤信幸教育長 高くないと困るので、何と68.2%もあるのです。ですから、先ほど申し上げたように、この豊かな自然を活用しなきゃいかぬなど。

それから、先月西部地区の全部の小中学校の校長先生の研究協議会が行われて、7人の校長先生が研究発表をされた。その中で嵐山から玉ノ岡中学校の吉田校長さんが杉山城と生徒の取り組みで発表された。最後に、こういう活動を通して、杉山城が郷土の誇りであることの自覚が育ってきていると。ある生徒は、観光客への説明に当たるボランティアガイドをやってみたいと申し出てきている。これは大変ありがたいことで、実は杉山城は国指定になった。先ほど申し上げますように、城には山城、平城、平城の縄張りとしては本当に代表的なものだと。それを保存管理策定計画というのがやっと先日でき上がった。

この保存管理策定の計画、管理計画の中には、将来は地域郷土学習の場として、学校教育や生涯学習活動、博物館活動と連携した活用を図るというのが1点。2点目は、さらに将来的には地域と連携した管理体制を目指す。これは、先ほど申し上げた杉山城の地元の保存会の皆様方を中心とした。そして、学校林等を通じた将来の人材育成を図るのだと、こういう位置づけがなされている。まさに玉ノ岡中の生徒は、今まさにそれに取り組んでいますし、そういう活動を通して、議員さんがもう少し外から来た人にアピー

ルするのだということは、大事なことだと思います。

ですから、私のほうでは埼玉県ウオーキング協会のほうへお頼みして、ぜひウオーキングのコースにしてくれよと。それから、東松山にお願いして、スリーデーマーチのコースに杉山城入れてくださいと。あそこまでの距離をはかると50キロコースをちょっとオーバーしてしまうのでちょっと難しいかもしれない。さらに、予算をお認めをいただきまして仮設トイレをつくっていただいたりとか、そういうアピールもしていかなきゃいけない。全くお話のとおりであります。

やはりこれも繰り返すと、行政が主体となってやるべきところと、地元の皆様方のお力添えをいただくことと、何といたっても今後は観光協会等をお願いしながら、いろんな立場の人が盛り上げていくべき価値が十分にある史跡だと思いますので、このような姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 教育長からのウオーキング協会への声かけとか、非常に元気が出ます。身近にあり過ぎてなかなかわからない部分があると思うのですけれども、保存会の皆様のご苦勞もかなりあると思います。そういう作業がどのように行われているかというようなことも、広報等なども使っていて、町民がそこに参加していけるように、自分たちの町の財産ですから、やっていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

---

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 5時10分)